

**IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する主要論点
（第1次案）
参考資料**

平成18年3月28日

“Web2.0”について

“Web2.0”は、ロングテールの取り込み、APIのオープン化、参加のアーキテクチャといった特徴を有し、従来型のWebサービスをWeb1.0と区別しつつ、上位レイヤーの新たなビジネスモデルとして位置づけるもの。

① ロングテールを取り込んだ広告収益モデル

「8:2の法則」
2割の売れ筋商品が
8割の収益を上げる
リアル世界



グーグルのビジネスモデル

検索連動広告 ・ 広告内容とユーザの関心がマッチ
・ クリック課金による安い広告単価

アドワード

検索内容に関連する
広告を表示

アドセンス

ユーザページの内容に
関連した広告を表示

個人商店や零細企業など
広告とは縁のなかった
残り8割のスポンサーを獲得

個人のサイトなど
残り8割の情報メディアを獲得

広告収入の投入

ページランク

ページへのリンクの多さで
検索結果の順番(価値)を
自動判定

無料のWebアプリ群

グーグルデスクトップ、
グーグルビデオ
グーグルマップ、Gメール

地図に地域情報をプロットするMushUpや
Ajax等の既存のWeb技術の利用

PCの並列化、オープンソースによる
設備の省コスト化の徹底

APIのオープン化

例: はてなマップ

③ 参加のアーキテクチャ

○ 集合知の利用、信頼に立脚

Wikipedia

誰でも編集に参加できる
オンライン百科事典

○ フォークソノミー

はてなブックマーク

ユーザが「タグ」付けにより
コンテンツを分類・意味づける
ソーシャルブックマーク

○ P2P型の分散ネットワーク

Napster
BitTorrent

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の概要(平成13年11月策定)

1. 目的

総務省と公正取引委員会の連携により、電気通信事業法及び独占禁止法の適用等に関する考え方を明らかにした共同ガイドラインを策定し、電気通信事業者の予見可能性を高め、新規サービスの導入・展開を促進する。

2. 全体の構成

I 指針の必要性と構成

II 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

III 望ましい行為

IV 連携・連絡体制

以下の5つの分野ごとに、それぞれ問題となる行為を記述。

第1 接続・共用

第2 電柱・管路等の貸与

第3 サービス提供

第4 コンテンツ提供

第5 電気通信設備の製造・販売

注) 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為は、別途再掲。

独占禁止法

・電気通信事業の各分野における市場の状況を踏まえ、独占禁止法の適用の考え方を明確化。

・ポイント

○事業者から示された競争上の懸念等を踏まえ、競争に悪影響を与える行為を記述

(例) 接続・コロケーションの際に得た競争事業者の情報の流用、電柱・管路等の貸与に係る取引拒絶又は差別取扱い等

電気通信事業法

・電気通信事業法に基づく各種制度の概要を説明するとともに、問題となる行為を過去の事例に基づき記述。

・ポイント

①「市場支配力を有する電気通信事業者」が禁止される行為の明確化

(例1) 利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと

(例2) 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと

②業務改善命令等の行政処分の対象となる行為の明確化

(例1) 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約

(例2) 利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること

(例3) 利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと

電気通信事業分野の競争促進の観点から、市場支配的な電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を明示。

- ①接続部門と他部門・関係事業者との情報遮断のための具体的措置
- ②ファイアウォール遵守状況の公表
- ③接続・コロケーション状況の公表
- ④電柱・管路等の貸与担当部門と他部門等との情報遮断、貸与申込手続・貸与状況の公表
- ⑤卸電気通信役務の提供に係る約款・標準メニューの作成・公表
- ⑥違反防止のための社内マニュアルの作成

3. 連携・連絡体制について

公正取引委員会と総務省は、①それぞれに寄せられた相談等について、相互に、連絡。②独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理について情報交換。③窓口を相互に設置。

I 基本理念

世界に先駆けて2010年度にはITによる改革を完成

II 今後のIT政策の重点

2 IT基盤の整備

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備ーユビキタス化の推進ー

目標

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

1 2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。

2 2010年度までに現在の100倍のデータ伝送速度を持つ移動通信システムを実現する。

3 2011年7月までに、通信と放送のハーモナイゼーション等を進め、地上デジタルテレビ放送への全面移行を実現する。…以下略…

実現に向けた方策

1 全国でブロードバンド・サービスを利用可能とするために、民主導を原則に置き、公正な競争を確保しつつ、事業者に対する投資インセンティブの付与、地域公共ネットワークの全国整備・共同利用や地域の創意工夫を引き出す等の国による必要に応じた支援、及びブロードバンド無線アクセス、UWB、PLCのような新しい電波利用システム等の実現を図る。

…以下略…

NTT及びKDDIのIP化への取り組み

NTT

「NTTグループ中期経営戦略」(2004年11月発表)

- 次世代ネットワーク(端末機器からネットワークまで一貫してIP化したネットワーク)を構築
- 「メタルから光」「固定電話網から次世代ネットワーク」へ切り替えることとし、その方針を2010年までに策定
- 2010年には、3000万(全加入者6000万)のお客様が光アクセスと次世代ネットワークにシフト
- 固定通信事業のコストは、2010年に8,000億円の削減を目標とする(設備投資は、従来の設備投資額と概ね同程度の水準—今後6年間で5兆円—で実施)
- 次世代ネットワークを活用したソリューションやノトラヒックビジネスにおいて、2010年に5,000億円の売り上げ増を目指す

「NTTグループ中期経営戦略の推進について」(2005年11月発表)

- 光ファイバ・無線をアクセス回線とし、県内/県間、東/西、固定/移動のシームレスなサービス提供をIPベースで可能とする次世代ネットワークを、NTT東西・ドコモが連携して構築
- 2006年度下期から次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始し、2007年度下期に次世代ネットワークによるサービスの本格提供を開始
- 固定・移動融合(FMC)に対応するため、次世代ネットワークの導入により、WiMAX等のブロードバンド無線技術と組み合わせ、より高度で柔軟な固定・移動間のシームレスな通信サービスを提供

KDDI

KDDIの固定電話網IP化計画の概要(2004年9月発表)

- 2003年10月に、FTTHにより、映像、高速インターネット、高品質なIP電話のトリプルプレイサービスを提供する「KDDI光プラス」を開始
- 2005年2月には、加入者電話回線(メタル回線)をKDDIのIP網にダイレクトに接続する(NTTの交換機を経由しない)サービス「KDDIメタルプラス」を提供開始
- 世界に先駆けて固定網のIP化を完了し、ブロードバンドを利用しない加入者にも、IP技術により低廉なサービスを提供する。具体的には、2005年度より既存固定電話網のIP化に着手し、ソフトスイッチへの置換を2007年度末までに完了させる
- 固定電話網をIP化することで、IP電話系の新しいサービスの導入が容易な環境を構築

KDDIのウルトラ3G構想(2005年6月発表)

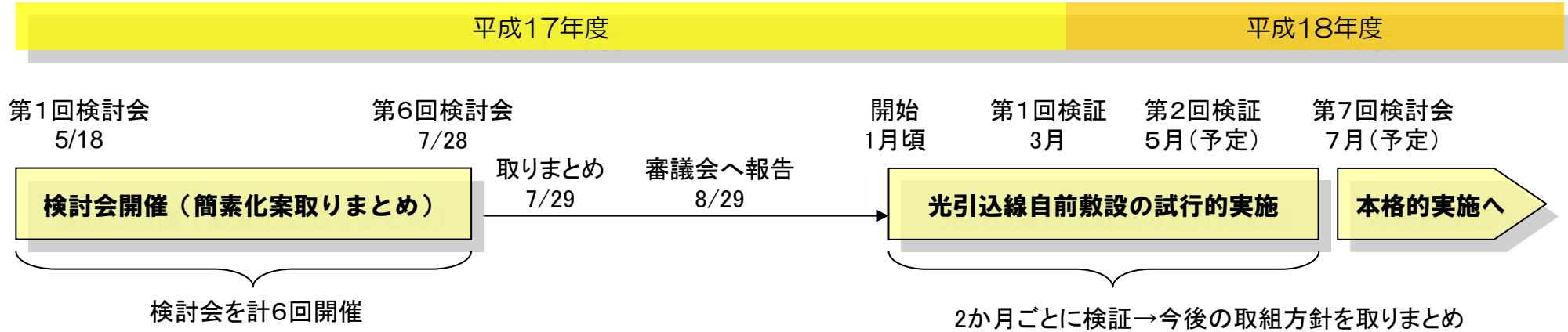
- 2005年6月、固定・携帯等、アクセスに拠らない固定移動統合網(ウルトラ3G)の構築について発表
- ※ ウルトラ3Gとは・・・アクセス回線には依存しない、固定・移動網を統合した将来的なネットワークシステムのこと。全IPのネットワークバックボーンにて構成されIPv6を採用

光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等の取組について

NTT東西の主端末回線を利用する光引込線を接続事業者が自ら敷設することは、NTT東西と接続事業者の間における設備ベースの競争の進展を促すこととなり、FTTHの一層の発展につながる事が期待できることから、その促進を目的として、「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」を総務省が主催で開催。

(参加者:NTT東日本・西日本、日本テレコム(ソフトバンクBB)、KDDI、東京電力、関西電力及び電信電話工事協会)

《検討スケジュール》



《平成17年7月29日に取りまとめた添架手続き簡素化等の内容》

	現 行	試行的に実施される簡素化等の内容
添架ポイント	(一般添架ポイント) 東京電力柱及びNTT東西柱 6.4m、6.7m 関西電力柱 5.8m、6.1m	NTT東西の引込線が添架されているポイントの道路側ポイントを新たに開放 東京電力柱及びNTT東西柱 6.1m 関西電力柱 引込用L字金具が設置されている地上高
	(NTT東西ポイント) 他事業者は、NTT東西ポイントには添架不可	上記の新たに開放される一般添架ポイントに添架できない場合であって、従来の一般添架ポイントに迅速かつ容易に単独添架できない場合は、NTT東西と一東化等によりNTT東西ポイントにも添架可能とする。
申請手続き	(NTT東西柱及び電力柱) ①個々の引込線を添架申請する都度、設備・工法について確認を行う。 ②個々の引込線を添架申請する都度、契約を行う。	定型かつ大量の申込みについては、 ①設備・工法について事前協議することにより、個々の申請の都度の設備・工法の確認は省略する。 ②基本契約をあらかじめ締結し、個々の申請に係る契約については、四半期毎にまとめて契約することにより、簡素化する。
	(NTT東西柱) 引込線であっても都度の添架申請が必要	最初の吊り線等の申請の際に将来添架予定の引込線数についても併せて行うことにより、以後の引込線は申請ではなく通知のみとする。

新たな無線アクセスの導入に向けた取組の状況

	UWB (Ultra Wide Band)	無線LAN	FWA (Fixed Wireless Access)	広帯域移動無線 アクセス (WiMAX、次世代PHS等)
通信距離・速度	10m程度以下・最大数百Mbps	数十～数百m・最大54Mbps	数百～数km・最大156Mbps	数km程度・最大20～30Mbps
周波数帯	3～10GHz帯	2.4GHz帯、5GHz帯	5GHz帯、18GHz帯、22GHz帯、 26GHz帯、38GHz帯	2.5GHz帯
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● パソコン周辺機器間の高速ファイル転送 ● ホームサーバからTVディスプレイ、スピーカ等へのストリーミング伝送 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内・オフィス内等の構内回線 ● 無線スポット等のインターネット接続回線 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内・オフィス内までのインターネット接続回線 ● ビル間中継等の専用回線 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅や職場から持ち出したパソコンをどこでもブロードバンド環境で使用可能とする無線アクセス ● 条件不利地域における有線ブロードバンドの代替システム
我が国における取組動向	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成18年3月、情報通信審議会より、UWB無線システムの技術的条件について答申されたところ ● 上記答申を受け、平成18年夏頃までに、UWB導入のための関係省令等を整備する予定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成4年に2.4GHz帯において導入し、それ以降、国際標準規格の策定等に合わせ5GHz帯の追加（平成12年、平成17年）、5GHz帯への登録制導入（平成17年）等を行ってきたところ ● 平成18年度中に、5GHz帯において屋外利用可能な無線LANの導入、100Mbps以上を実現するための技術基準の見直しを実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成10年に22GHz帯、26GHz帯、38GHz帯において導入し、それ以降、26GHz帯の追加（平成13年）、18GHz帯の追加（平成15年）等を行ってきたところ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年12月、ワイヤレスブロードバンド推進研究会よりワイヤレスブロードバンドの具体的システム、導入シナリオ、周波数帯等について報告書を取りまとめ ● 平成18年2月より、情報通信審議会において広帯域移動無線アクセスの技術的条件の審議を開始、同年11月頃の答申を希望

米国における競争の構図

ベル系通信事業者(RBOC)とCATV事業者との間においては、特にブロードバンドにおいて設備競争が進展。

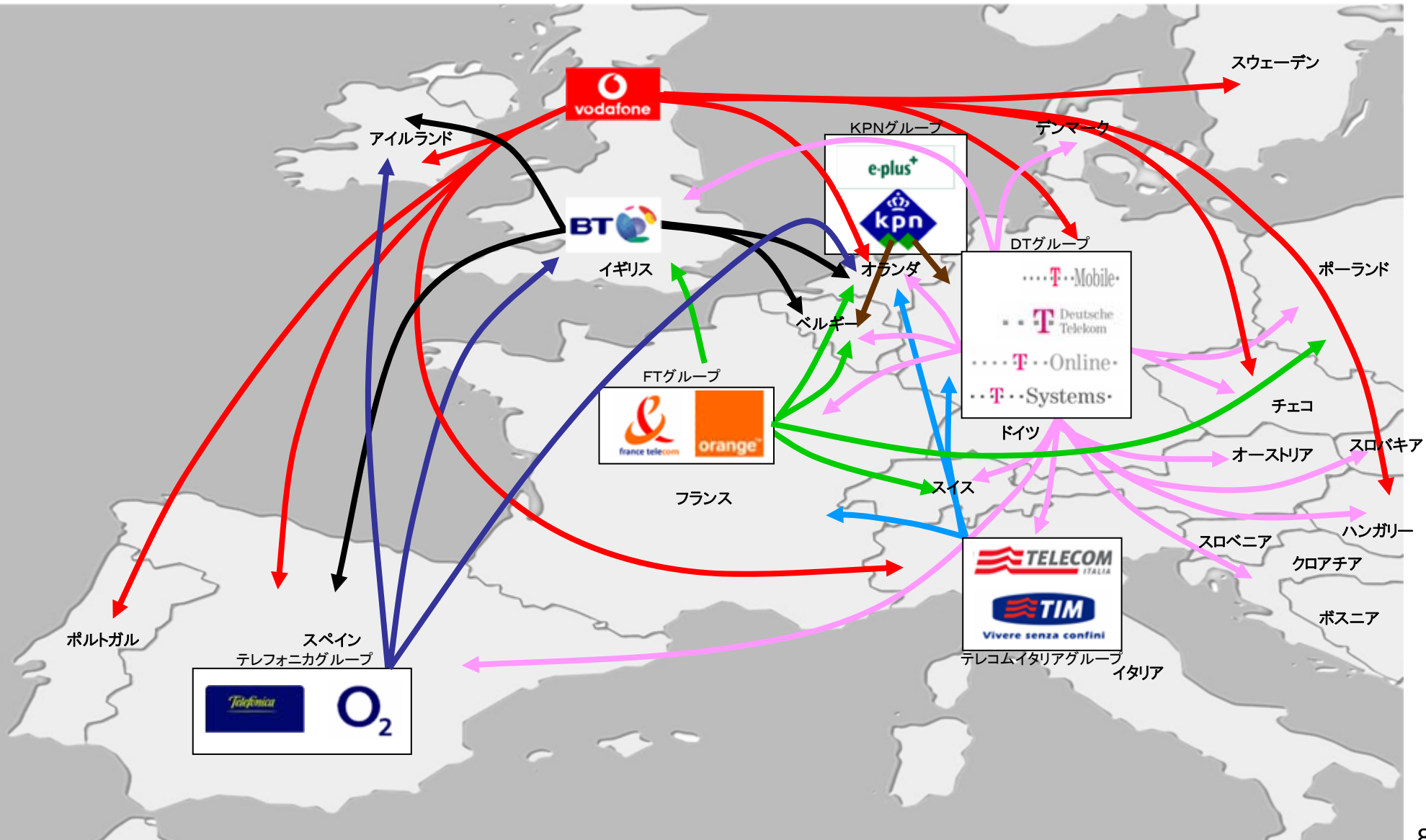
(2004年12月末時点)

	CATV	RBOC	その他のILEC	他の競争事業者 (CLECs)
ブロードバンドサービス 回線数 (括弧内は市場占有率)	2,136万回線 (56.4%)	1,228万回線 (32.4%)	197万回線 (5.2%)	228万回線 (6.0%)
電話サービス回線数 (括弧内は市場占有率)	371万回線 (2.1%)	12,209万回線 (68.6%)	2,296万回線 (12.9%)	2,919万回線 (16.4%)

備考:ブロードバンド市場とは片方向200Kbpsのサービス
出典:FCC

EUにおける競争の構図

- 電子通信規制パッケージの下でEU域内の競争ルールが共通化が進展。
- 各国の支配的事業者は、域内の他国に競争事業者として活発に参入。



指定電気通信設備制度の枠組み

一体的に適用

収益ベースのシェアが
25%を超える場合に
個別に適用する事業者を指定
(NTTドコモに適用)

サービス規制

指定電気通信役務: 保障契約約款
(特定電気通信役務: プライスキャップ規制)

行為規制

- 特定業務以外への情報流用の禁止
- 各事業者の公平な取扱い
- 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い
- 特定関係事業者との間のファイアウォール

接続関連
規制

接続約款の認可

接続料の算定方法などについて法定要件あり

接続会計の整理

接続約款の届出

対象設備

不可欠設備として指定された
固定通信用の電気通信設備

加入者回線及びこれと一体として
設置される電気通信設備

不可欠性はないが、(電波の有限性により
物理的に更なる参入が困難となる) 移動体
通信市場において、相対的に多数の加入者
を収容している設備

基地局回線及び移動体通信を提供するた
めに設置される電気通信設備

指定要件

都道府県ごと、
占有率が50%を超える加入者回線を有すること

各都道府県でNTT東西を指定

業務区域ごと、
占有率が25%を超える端末設備を有すること

NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定

第一種指定電気通信設備(固定系)

第二種指定電気通信設備(移動系)

2. ブロードバンド・ユビキタスサービスの展開

グループ内リソースの有効活用により事業効率の向上を図るとともに、現行法の枠内で公正競争条件を確保しつつ、サービス・技術の融合化に対応することにより、ブロードバンド・ユビキタスサービスの展開を積極的に推進していきます。そのため、ネットワークサービス／上位レイヤサービス／法人サービスのサービス毎に各社の役割分担を明確化するとともに、グループ内の連携の強化、他社との積極的なアライアンスを推進していきます。

また、持株会社は、国内はもとより国際における他社との戦略的アライアンスを含む総合的なグループ戦略機能を強化していきます。

(1) ネットワークサービス

次世代ネットワークサービスについてはNTT東日本・西日本・NTTドコモグループが構築し、固定(県内／県間、東日本／西日本)／移動のIPベースのシームレスなサービスを提供していきます。また、NTTコミュニケーションズは、法人のお客さま等にソリューションを含めたワンストップなサービスを提供していきます。

なお、固定電話網サービス等については、現行どおりNTT東日本・NTT西日本とNTTコミュニケーションズが、基本的に県内／県間／国際を分担して提供していきます。

(2) 上位レイヤサービス(インターネット接続・ポータルサービス等)

現在グループ各社が提供しているインターネット接続、IP電話(050)、映像配信(プラットフォーム・コンテンツ提供)、ポータルサービスについては、事業主体を一体化することにより、設備・オペレーションを統合するとともにコンテンツ調達の一元化を図ること等によって事業の効率化を推進していきます。また、これらの事業を垂直的に統合することにより、上位レイヤサービスの柔軟な組み合わせによるパッケージ化・ポイント制の共通化等による新たなビジネスモデルの構築を推進していきます。さらに、これら事業の統合によってNTTグループとのアライアンスを希望される他社への窓口機能を一元化・明確化することにより、これまで以上に積極的な他社とのアライアンスを通じて、広告ビジネス・EC(電子商取引)・マイクロペイメントを含む決済ビジネス等の新たなビジネスの展開を推進していきます。

このため、来夏を目途に、NTTレゾナントとNTTコミュニケーションズを事業統合するとともに、グループ全体の固定系の上位レイヤサービスをNTTコミュニケーションズに移行します。その際、お客さまに円滑に移行していただけるよう、設備・オペレーションの統合等は段階的に実施します。

NTTグループ主要会社設立時の公正競争要件

日本電信電話公社

第2次臨時行政調査会第3次答申（昭和57年7月30日）

- ・5年以内に基幹回線部分を運営する中央会社と地方の電話サービス等を運営する複数の地方会社に再編成。
- ・いずれも当面政府が株式保有する特殊会社とする。

日本電信電話株式会社

日本電信電話株式会社の移動体事業の分離について
（平成4年4月28日郵政省報道発表）

- ・可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築する。
- ・NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。
- ・NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行う。
- ・上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。
- ・NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（再編成に関する基本方針）
（平成9年12月19日郵政省告示）

- ・地域会社と長距離会社との間の役員兼任は行わないこと
- ・地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと
- ・持株会社及び承継会社の短期借入については、それぞれ個別に実施すること
- ・持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わないこと
- ・地域会社と長距離会社との間の接続形態は、地域会社と他の電気通信事業者との間のもので同等にすること
- ・地域会社と長距離会社との間の接続条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のもので同一とすること
- ・地域会社と長距離会社との間の電気通信役務の提供に関連する取引条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のもので同一とすること
- ・長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のもので同一とすること
- ・地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のもので同一とすること
- ・持株会社及び地域会社が、長距離会社に対して行う研究成果（長距離会社が費用負担した基盤的研究に係るものを除く。）に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同一とすること

平成3年
8月設立

ドコモ

移動体通信

56.8%

昭和63年
5月設立

データ

データ通信

54.2%

データ通信事業の分離について
（昭和63年4月18日日本電信電話株式会社報道発表）

- ・新会社株式の上場等の機会をとらえ出資比率を低下させる。
- ・NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うものとする。
- ・第二種電気通信事業を営むもの等に対する回線提供にあたっては、新会社を有利に扱うことのないよう無差別公平に行う。
- ・NTTと新会社の間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにするとともに、他の第三者と同等の取引条件により行うこととする。
- ・NTTと新会社は共同調達を行わないものとする。
- ・連結決算を実施することとする。

平成11年
7月設立

東日本

地域電気通信

100%

平成11年
7月設立

西日本

地域電気通信

100%

平成11年
7月設立

コミュニケー
ションズ

長距離・国際通信

100%

持株

数値は持株会社の出資比率（平成17年9月末現在）

特定関係事業者に係るファイアウォール規制の概要

基本的な考え方

特定関係事業者に係るファイアウォール規制は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性にかんがみ、一定のグループ関係企業との間において、役員兼任を禁止し、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務についても公平な取扱いに厳正を期する等の規律を課することにより、ボトルネック独占の弊害が及びやすい構造的な温床を断ち切り、公平競争を徹底させることを目的とする。

規制の内容

①特定関係事業者との役員兼任の禁止（電気通信事業法第31条第1項）

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（特定関係事業者）の役員を兼ねてはならない。

②特定関係事業者と他事業者の公平な取扱い（電気通信事業法第31条第2項）

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由（※）があるときは、この限りではない。

- 一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
- 二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

（※）他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあること（電気通信事業法施行規則第22条の6）

現在の特定関係事業者

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社 の特定関係事業者

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
(平成14年1月10日総務省告示)

NTTコミュニケーションズを指定する理由

- ① NTT再編成前は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たるNTT東日本・NTT西日本と一体として電気通信役務を提供していたこと、NTT再編成後も、利用者利便の維持を理由にNTT東日本・NTT西日本への委託が認められている数々の業務が存在していることが、NTT東日本・NTT西日本との間で、一体的かつ排他的な共同営業が行われやすい構造的要因となっていると考えられること。
- ② また、実際にも、NTT東日本・NTT西日本との間で不適切な一体営業が行われているとの苦情等が後を絶たず、これに対して総務省からも重ねて行政指導等の処分を行ってきていること。

【NTT東日本・NTT西日本の子会社等のうち、NTTコム以外の事業者の取扱い】

現時点（平成14年1月時点）では、反競争的行為が繰り返されるおそれのある構造的要因があるとは認められないことから、「特定関係事業者」としての指定はしていない。

市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為について

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(※)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成13年11月策定)に列挙・公表。

(※) 第一種指定電気通信設備(固定系)を設置する事業者(NTT東日本、NTT西日本を指定)
第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定(NTTドコモ9社を指定)

○ 禁止行為の3類型とその具体例

<p>【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供</p>	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為
<p>【法第30条第2項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与</p>	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">① 優先接続(マイライン)等における利用者登録作業についての不公平な取扱い② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
<p>【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉</p>	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

NTT東西等との連携によりサービスを提供している主な子会社の概要

	NTTME	NTTBP	NTTPC	ぷらら	レゾナント
設立	平成11年4月	平成14年7月	昭和60年9月	平成7年12月	平成15年12月
資本金	1億円	1億円	40億円	78.1億円	200億円
出資会社	NTT東日本 100%	NTT東 34% NTT西 22% NTTドコモ 22% NTTコム 22%	NTTコム 100%	NTT東日本 71%	NTT持株 100%
売上高	702億円	3億円	840億円	221億円	281億円
従業員数	約6,000人	28人	463人	160人	約600人
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットワーク事業 (IP-VPN、広域イーサネット等) ●VoIP事業 ●エンジニアリングビジネス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●無線LAN事業 ●商品販売・コンテンツ提供に係る料金の回収代行業務 	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットワーク事業 (IP-VPN、広域イーサネット等) ●ソリューション事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●ISP事業 ●IP電話事業 ●映像配信事業 ●(4thメディアの運営) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ポータル事業 (gooの運営) ●動画配信事業 (BROBAの運営) ●映像コミュニケーションサービス (テレビ会議サービス等)
NTT東西等との連携状況等	●NTT東西のIP電話サービス(平成15年10月開始)の県間部分を提供	●無線LANサービスをNTT東西、コム、ドコモへ卸提供	●NTT東西のLモードサービス(平成13年6月開始)の県間部分を提供	<ul style="list-style-type: none"> ●DSL、光アクセスについては、フレッツADSL、Bフレッツユーザのみを対象としたISPサービスの提供 ●Bフレッツユーザのみを対象とした映像配信サービス(4thメディア)の提供。 ●ぷららIDによりレゾナントの動画配信サービスの決済が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●gooIDにより、NTT東、西の料金請求の一元表示が可能 ●平成18年夏を目途にNTTコミュニケーションズと事業統合の予定

※ 各社ホームページ等を参考に作成。売上高は平成16年度の値。

加入者回線数に占めるNTT東西のシェア(平成17年3月末時点)

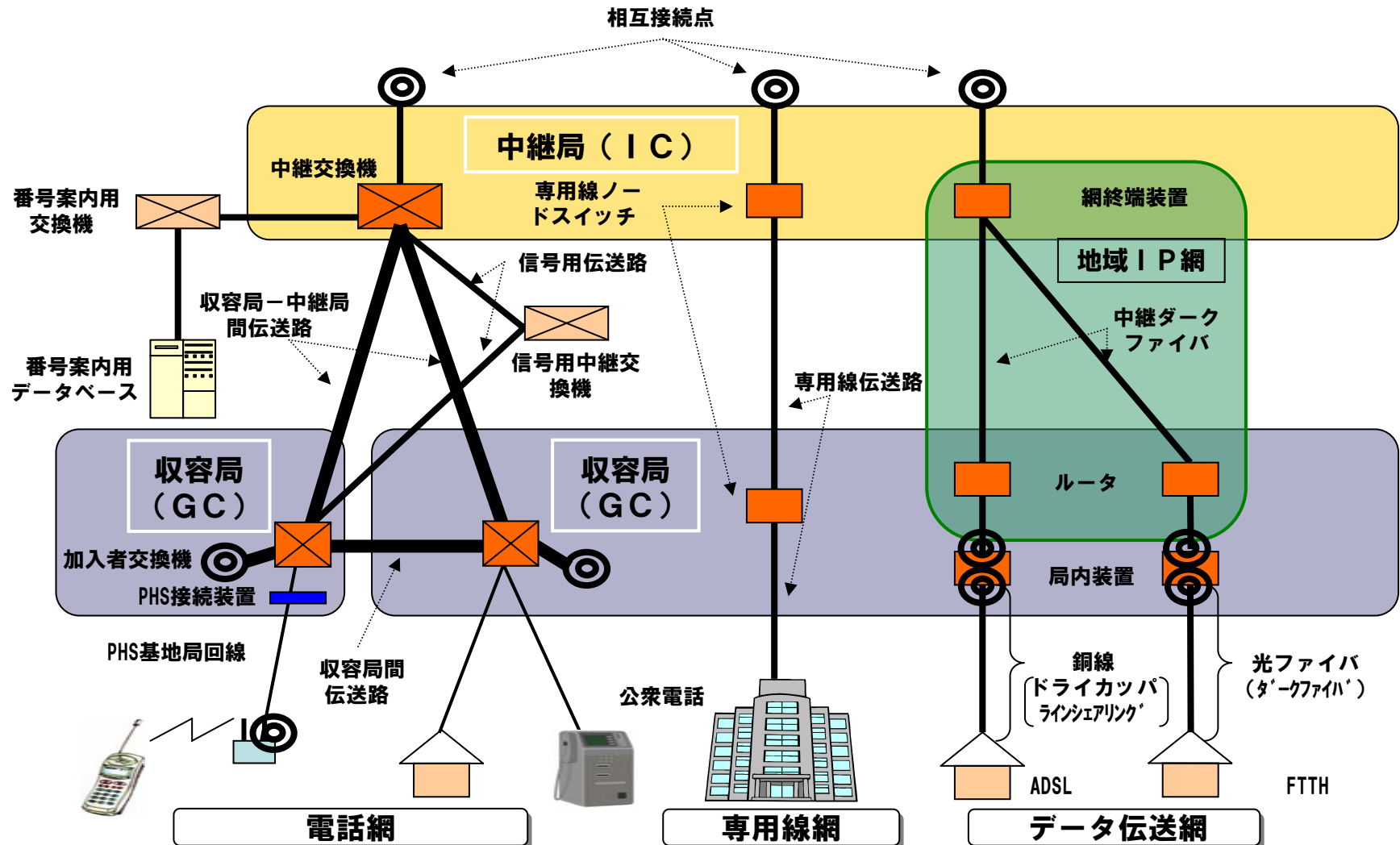
都道府県名	加入者回線数に占める NTT 東西のシェア		都道府県名	加入者回線数に占める NTT 東西のシェア	
	メタル+光ファイバ	光ファイバ		メタル+光ファイバ	光ファイバ
北海道	97.6%	90.8%	滋賀県	94.2%	43.8%
青森県	98.2%	92.1%	京都府	97.2%	61.1%
岩手県	98.5%	94.4%	大阪府	93.8%	65.7%
宮城県	97.6%	91.1%	兵庫県	93.5%	54.4%
秋田県	96.4%	93.3%	奈良県	93.8%	48.3%
山形県	97.1%	94.2%	和歌山県	92.7%	48.3%
福島県	99.8%	96.9%	鳥取県	92.6%	76.3%
茨城県	97.8%	96.2%	島根県	96.0%	72.4%
栃木県	95.8%	97.5%	岡山県	94.4%	73.6%
群馬県	98.2%	94.5%	広島県	96.4%	63.4%
埼玉県	94.7%	91.8%	山口県	92.6%	79.9%
千葉県	94.7%	90.0%	徳島県	93.6%	87.2%
東京都	93.9%	74.2%	香川県	95.1%	91.1%
神奈川県	93.4%	87.7%	愛媛県	96.4%	95.0%
新潟県	98.3%	95.0%	高知県	97.6%	94.8%
富山県	88.3%	88.5%	福岡県	93.4%	69.4%
石川県	95.2%	92.7%	佐賀県	93.5%	79.2%
福井県	88.4%	91.8%	長崎県	95.4%	81.4%
山梨県	95.7%	97.4%	熊本県	97.4%	79.7%
長野県	96.0%	96.2%	大分県	91.8%	80.0%
岐阜県	93.9%	96.5%	宮崎県	93.6%	73.6%
静岡県	94.9%	98.0%	鹿児島県	98.7%	77.1%
愛知県	93.7%	89.1%	沖縄県	95.5%	85.6%
三重県	85.2%	97.6%	全国	94.7%	78.1%

EUのSMP指定と日本の第二種指定電気通信設備に係る指定との比較

	EU	日本
対象市場又は設備	<p>⑮移動体公衆電話網上のアクセス及び呼発信</p> <p>⑯個々の移動体電話網上の呼着信</p> <p>⑰移動体公衆電話網上の国際ローミングの卸全国市場</p> <p>※欧州委員会「関連商品・サービス市場に関する勧告」に規定する18の市場中、移動体通信に関するものを抜粋。番号は、同勧告における各市場の番号を指す。</p>	<p>①その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するもの、及び</p> <p>②当該電気通信事業者が移動体通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるもの（交換設備、伝送路設備、制御・認証設備等）</p> <p>の総体</p>
指定基準	<p>■<u>50%超</u>→支配的地位が推定</p> <p>■<u>40%超</u>→通常、支配的地位が発生し得る</p> <p>■<u>25%程度</u>→支配的地位を享受しているとはいえない</p> <p>※シェア算定の基礎は市場特性により異なる（販売量、売上高等）。</p>	<p>■上記①の伝送路設備に接続される特定移動端末設備数の業務区域におけるシェアが<u>25%超</u></p> <p>→「他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備」として指定</p>
規制内容	<p>SMP事業者指定された場合、必要に応じ以下の義務を課す。</p> <p>■透明性の義務</p> <p>■無差別の義務</p> <p>■会計分離の義務</p> <p>■特定ネットワークへのアクセス及び利用の義務</p> <p>■料金規制及びコスト計算の義務 等</p>	<p>指定設備設置事業者に以下の義務を課す。</p> <p>■接続約款の届出・公表</p> <p>（さらに、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定して以下の義務を課す）</p> <p>■特定業務以外への情報流用の禁止</p> <p>■各事業者の公平な取扱い</p> <p>■設備製造業者・販売業者の公平な取扱い</p>

第一種指定電気通信設備の範囲

- ◆第一種指定電気通信設備は、告示により指定。具体的には、NTT東西の県内通信に係る伝送路設備及び交換等設備、信号網、番号案内用設備、PHS接続装置、公衆電話等が指定。
- ◆ただし、IP電話専用ルータ並びにDSL用のDSLAM及びスプリッタは、現時点において不可欠がないため非指定。（接続事業者がコロケーションできない場所に設置されているものを除く。）



EUにおける市場の画定及びSMP指定に係るプロセス

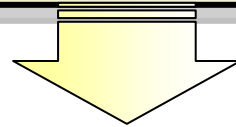
市場の定義と分析

加盟国の規制当局は、競争法の原則に従い、欧州委員会の

- ① 関連市場勧告(卸売市場と小売市場で計18の市場を定義)
- ② SMPガイドライン

を最大限に考慮して、各国の状況に合致した関連市場(特に、その領域における特定の関連地理的市場)を定義する。

そして、加盟国の規制当局は、SMPガイドラインを最大限に考慮して関連市場の分析を行い、関連市場が有効に競争的であるかどうか判断する。

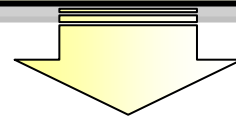


SMP事業者の判定基準

関連市場において大きなシェアを持たない事業者は市場支配的地位を有しそうにないことから、関連市場におけるシェアは、支配的地位を有するかどうかの重要な判断要素。

- ◇ 50%超 → 支配的地位が推定される
- ◇ 40%超 → 通常、支配的地位が発生し得る
- ◇ 25%程度 → 支配的地位を享受しているとはいえない

なお、シェア算定の基礎は関連市場の特性により異なる(販売量、売上高等)。



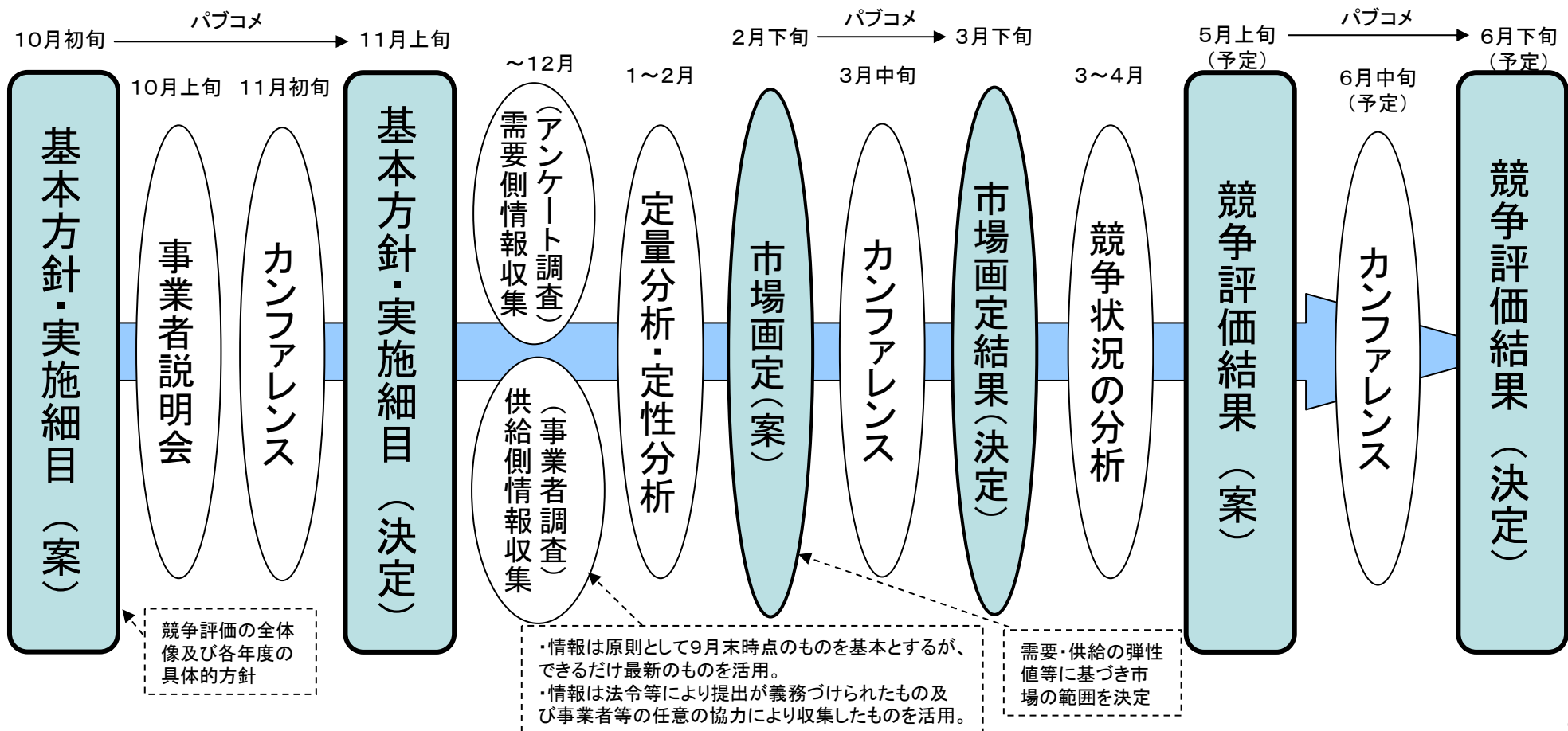
SMP事業者に対して課される義務

関連市場においてSMP事業者を認定した場合は、必要に応じ、アクセス指令又はユニバーサルサービス指令に基づいて、透明性の義務、無差別の義務、会計分離の義務、特定のネットワークへのアクセス及び利用の義務、料金規制及びコスト計算の義務等を課すこととなる。

競争評価(競争評価のプロセス)

- ◆ IP化・ブロードバンド化によって変化を続ける市場の競争状況を踏まえた政策反映に資するため、平成15年度より競争評価を導入。
- ◆ 基本方針・実施細目を決定(11月頃)し、市場画定を経て、競争状況の分析結果を公表(6月頃)。
- ◆ パブリックコメント、事業者説明会、カンファレンス等を通じ、オープン性・透明性を確保。

競争評価のフロー (平成17年度ベース)



垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方に関する各社意見①

【市場支配力の濫用に着目した競争ルールの在り方を議論すべきとの意見】

KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 市場支配的な事業者が排他的な垂直統合型ビジネスモデルを構築することも想定されるため、市場支配力の濫用を防止し公正な競争を促進するとの観点から今後の競争ルールの在り方を議論すべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> IP化の進展により、レイヤーをまたがったビジネスモデルの登場が活性化すると想定され、指定電気通信設備を有する事業者による市場支配力拡大等が懸念。こうした行為は、IP化の時代において電気通信事業の公正な競争環境を阻害する可能性があり注意が必要であるが、現行の指定電気通信設備制度においては、指定電気通信設備を有する事業者がこのような電気通信事業分野以外に働きかける行為に対する規制について十分に担保がなされていないのではないかと。 物理層、通信サービスレイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに影響を与える可能性について特に検証すべき。
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループとして見れば、バックボーンやデータセンターのISPへの提供、ISPの関係会社へのグループのもつ莫大な購買力など、ISP市場に大きな影響力を持っていることは事実でありながら、それを抑制する規制の枠組みが現状では弱く、そのことが健全な市場の発展を阻害していることを踏まえ、IP化の進展に伴う規制の見直しにおいて、レイヤーを超えた支配力、隣接市場からの支配力の行使について、十分に考慮すべき。
ケイ・オプティコム	<ul style="list-style-type: none"> 本懇談会の議論、ならびに制度設計に当たっては、NTTの固定電話市場で有する独占的な市場支配力が公正競争の確保に悪影響を及ぼさないことを十分に留意すべき。
ACCESS	<ul style="list-style-type: none"> 垂直統合型ビジネスモデルにおいて、あるレイヤーで業界標準を持つ支配的立場にあるプレーヤーが補完する各レイヤーの企業に対して支配力を行使することがないよう、常にレイヤーをまたぐポジティブ・スパイラルモデルにおいて公正競争を確保することが重要。
インフォシティ	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者が上位レイヤーに進出する場合の構造規範及び進出した場合の横方向に対する行為規範が必要。

【レイヤー間のオープン化についての意見】

テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> 基本機能・仕様の共通化、各レイヤー機能のオープン化、特にノトラフィックサービス拡大に重要な役割機能を担うサービスプラットフォーム機能のオープン化が重要。 垂直統合型ビジネスモデルによるサービス多様化促進の観点から、設備保有事業者のサービスレイヤーを極力共通化し、さらにオープン化（サービス機能、卸料金の設定等）することにより、多様な事業者の参入を促進し、公正な競争条件を担保することが必要。
富士通	<ul style="list-style-type: none"> 特定レイヤーでの市場支配力を梃子にして他のレイヤーでの競争を阻害することを防止し、レイヤー間のオープン性を確保すべき。

【垂直統合型ビジネスモデルを想定した場合における指定設備の範囲と競争評価についての意見】

KDDI	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西のIP網を第一種指定電気通信設備の対象とし、接続条件の約款化が必須。指定の範囲を物理レイヤー、通信サービスレイヤーの設備・機能に限定せず、上位レイヤーもサービスごとに競争状況を評価し、指定範囲に加える必要あり。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> IP網における新たな電気通信設備についても、ボトルネック性の検証を十分に行うべき。
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価の結果に基づくドミナント規制や関連法制の改正が必要。

垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方に関する各社意見②

【NTT東西とNTTドコモによるFMCサービスの提供を念頭に置いた連携についての意見】

KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 市場支配的な事業者間の強固な連携はグループ内外の競争を排除し、結果としてユーザ利便の低下につながることから、<u>支配的事業者間のFMCサービス提供(各社サービスを一体化したバンドルサービスやセット割引を含む。)</u>は禁止すべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備を有する事業者が自社内又は他の電気通信事業者とFMC等の統合サービスを提供する場合に備え、<u>公正競争を確保するための厳格な条件整備が必要</u>。ドミナンスの問題を発生させないためには、ネットワークのオープン化の確保だけでは不十分。
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> 移動体通信と固定通信の双方を自社／グループ内で保有する事業者がFMCを推進するに当たり、<u>自グループだけでビジネスを完結することは、参入障壁になりえ、好ましくない</u>。したがって、<u>FMCに関する公正な接続ルールの個別策定が必須</u>。
NTT	<ul style="list-style-type: none"> 各々のネットワークをオープンにしていれば、<u>いわゆるジョイントドミナンスの問題は生じないもの</u>と考える。 NTTは、<u>固定・移動のネットワークのオープン性を維持しつつFMCを実現していく考え</u>であり、<u>NTTの固定・移動間のFMCだけができないとするのは、明らかにお客様の利便性を損ねる</u>。諸外国でも、ドミナント事業者間でのFMCサービスを禁止しているところはない。

【特定関係事業者制度、行為規制等についての意見】

KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ボトルネック設備を保有する事業者の支配力濫用を防止する観点から、<u>特定関係事業者制度を拡充</u>すべき。 現行法の範囲での拡充策は、以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ①一種指定事業者の特定関係事業者の範囲を、<u>現在のNTTコミュニケーションズだけでなく、ドコモ、データ等、NTTグループの電気通信事業者全てに拡張</u>すべき。 ②特定関係事業者制度に関する一種指定事業者からの報告(電気通信事業法31条4項)を公表し、<u>透明性を確保</u>すべき。 法改正を含めた拡充策は、以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ①一種指定事業者の特定関係(事業)者の範囲を、<u>NTT持株会社にも拡張</u>すべき。 ②対象となる禁止行為については、<u>現在規定されている現職の役員兼任等のみならず、ヒト・モノ・カネ・情報の分離の徹底を図るべき</u>(現職役員だけでなく過去一定期間在職歴のある役員の就任、バンドルサービス／セット割引の提供、共同営業／顧客情報利用、グループ外企業への共同出資等)。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> IP化の進展により、<u>新たなビジネスモデルの登場やサービスの融合が進展</u>すると考えられる。こうした環境変化に応じた指定電気通信設備制度に関する行為規制の在り方について見直しを行うべき。 例えば、<u>指定電気通信設備を有する事業者がコンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤーにおいて優位な地位にある事業者に対して出資又は業務提携を行うことを禁止したり、上位レイヤーにおけるサービス提供を行う場合には、レイヤー間の機能のオープン性を確保させたり、レイヤー間の各種ファイアウォールの設置を義務付ける等の対応が必要</u>。

【NTT東西とその子会社等の連携についての意見】

ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備を所有する事業者において、<u>自社内の関係部門もしくは自社グループ内の事業者と、他の接続事業者との取扱いを公平にすることは最低限の条件</u>。また、指定電気通信設備を有する事業者が行う統合サービスの営業においては、<u>特定の事業者のみを優遇することのないよう当該事業者において厳格なファイアウォールを設定</u>するなどの処置も必要。
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループについては、<u>子会社/関連会社の事業及びそれらの取引に関する法制度の見直しが必要</u>。
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> 特にアクセスレイヤーにおける支配的事業者(SMP)に対しては、<u>持株会社下のグループ企業全体の視点でルールを考える必要がある</u>。

コロケーションルールの概要

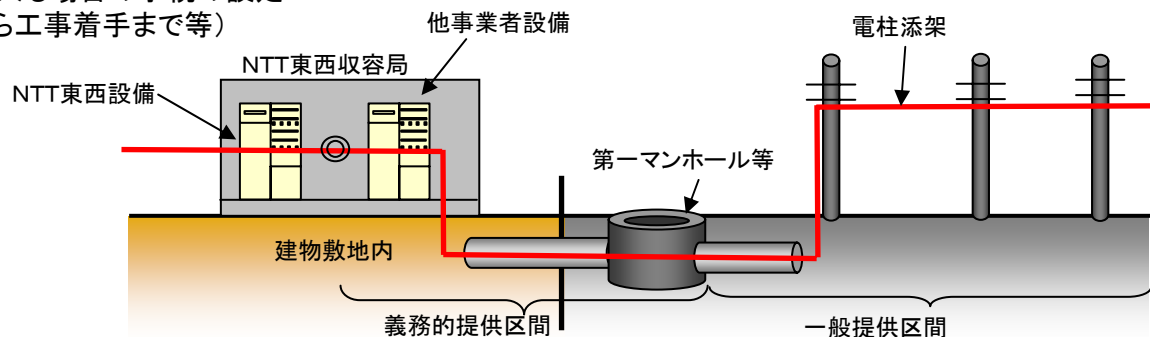
「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

■ コロケーションに関する手続について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号)

- ① コロケーションの空き場所等(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量)に関する情報開示
- ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
- ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
- ④ 標準的期間の設定(調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等)

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はどう道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱



コロケーションルールの整備

平成9年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
平成11年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会(当時)からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
平成12年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ コロケーションに関する手続(情報開示、請求から回答までの手続き、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続き) ・ 標準的処理期間 ・ 工事保守費用
平成12年9月 -12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、NTT東西に対して以下の改善を求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・ コロケーションの場所は役務提供を阻害しない範囲内でもっとも低廉になる条件にあることを基本とすること。 ・ 空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
平成13年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
平成14年3月	コロケーションのためのリソース(スペース、電力容量、MDF端子)が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
平成15年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。

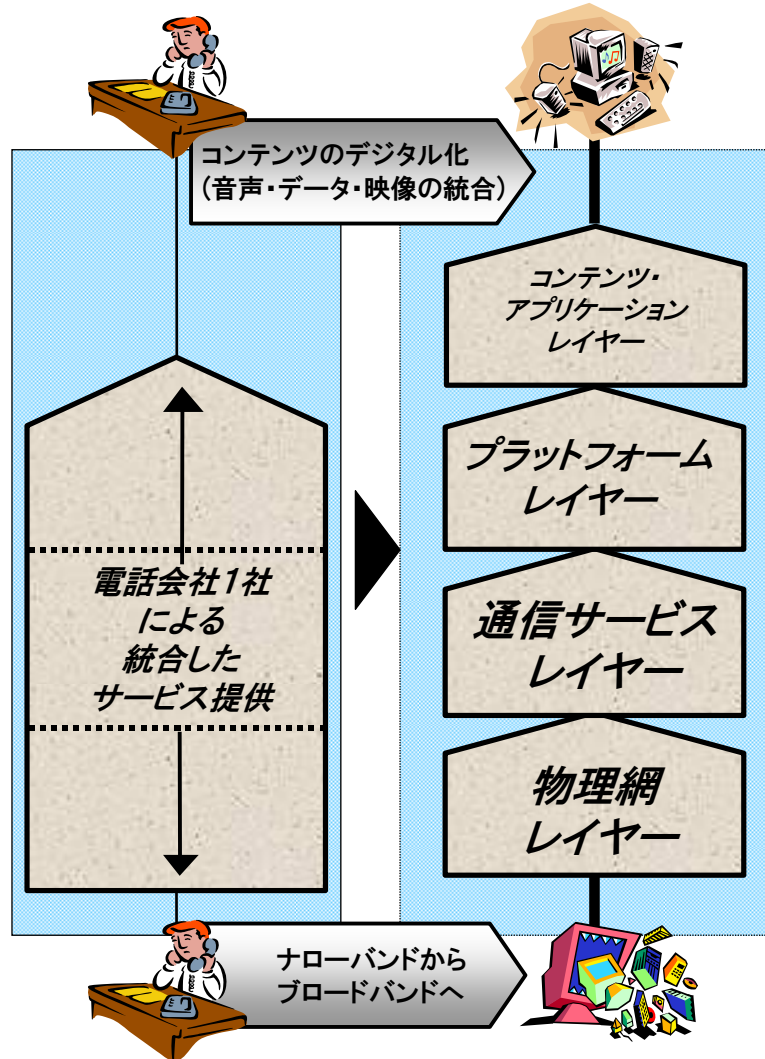
電気通信事業におけるレイヤーとNGN (ITU-T 勧告) との関係

レイヤー型競争モデル

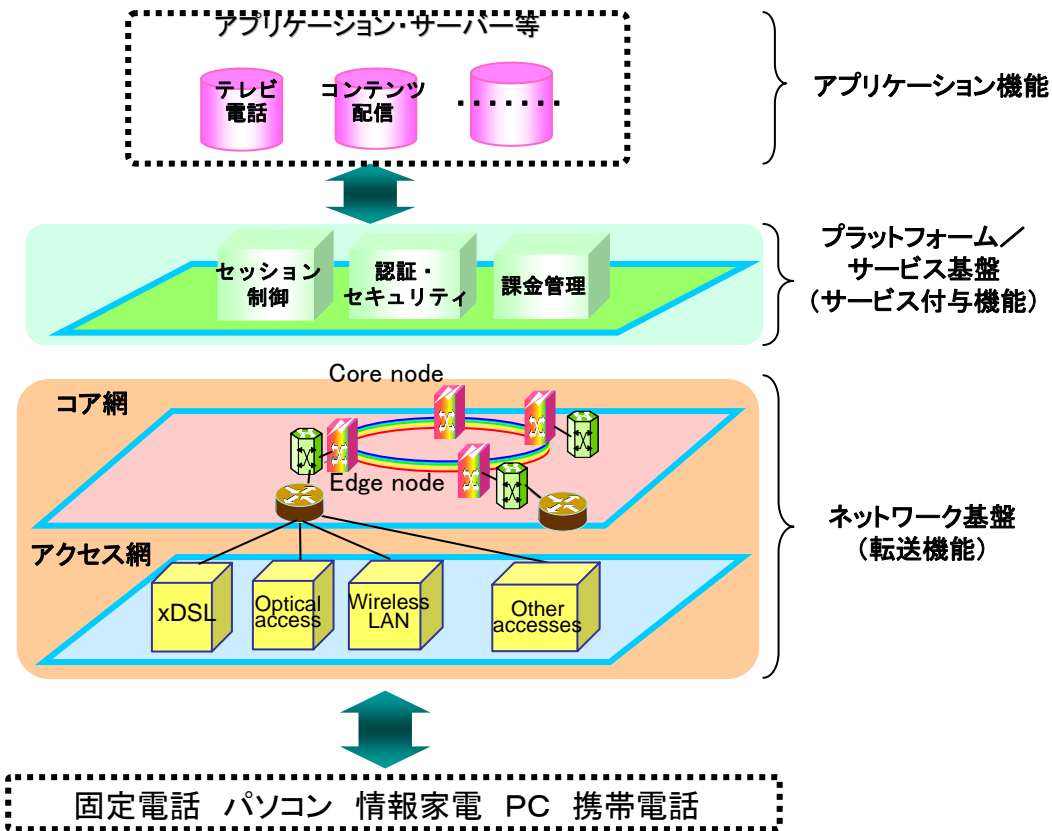
ITU-T 勧告 Y. 2011 NGN モデル

電話の時代

IP の時代



- 転送機能：IP プロトコルを基本としたパケット型統合網を想定
- サービス付与機能：電話の基本・付加接続機能やテレビ電話、コンテンツ配信などのサービス固有機能を提供



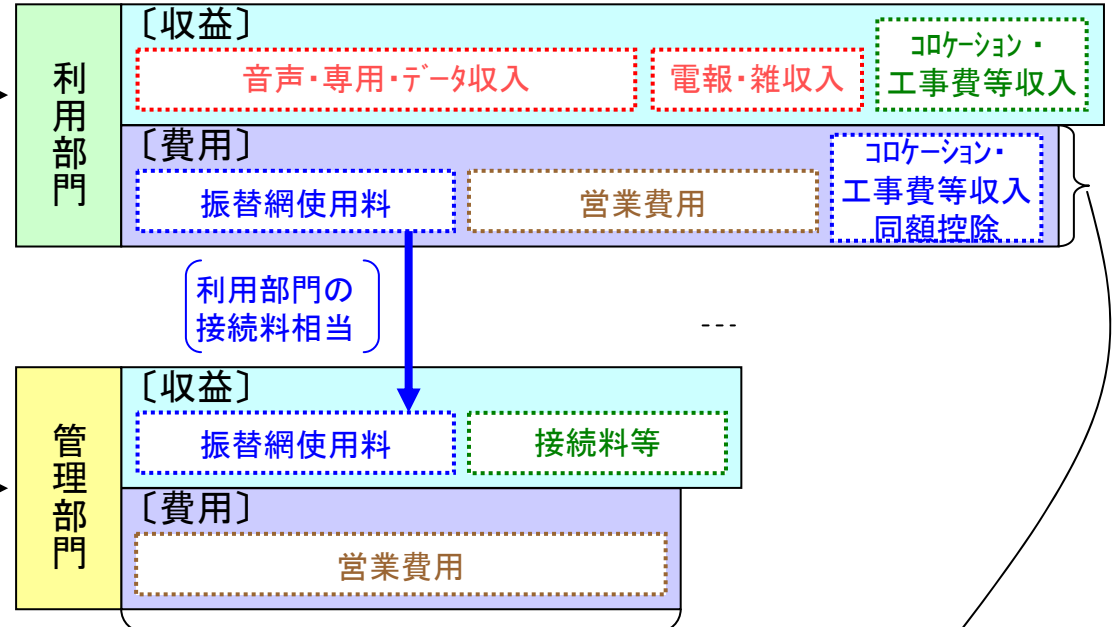
(注) 両者のレイヤーは必ずしも対応しているものではない。

第一種指定電気通信設備接続会計の概要

【電気通信事業会計】

経常損益	営業損益	電気通信事業損益
		(何)業損益
		営業外損益
		特別損益

【接続会計】



第一種指定設備管理部門	
網改造料	
専用線ノード装置と専用線ノード装置伝送路	
公共電話設備	
専用線ノード装置と相互接続点伝送路	
専用加入者線装置モジュールと専用線ノード装置伝送路	
主配線盤と専用加入者線装置モジュール伝送路	
専用線ノード装置	
専用加入者線装置モジュール	
総合デジタル網加入者モジュール	
PHS接続装置	
番号案内データベース	
呼関連データベース	
信号網設備	
中継系交換設備と相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)	
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
端末系交換設備と中継系交換設備伝送路(斜回線)	
端末系交換設備と中継系交換設備伝送路	
群タンデム交換設備	
群タンデム交換設備と端末系交換設備伝送路	
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
主配線盤と端末系交換設備伝送路	
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	

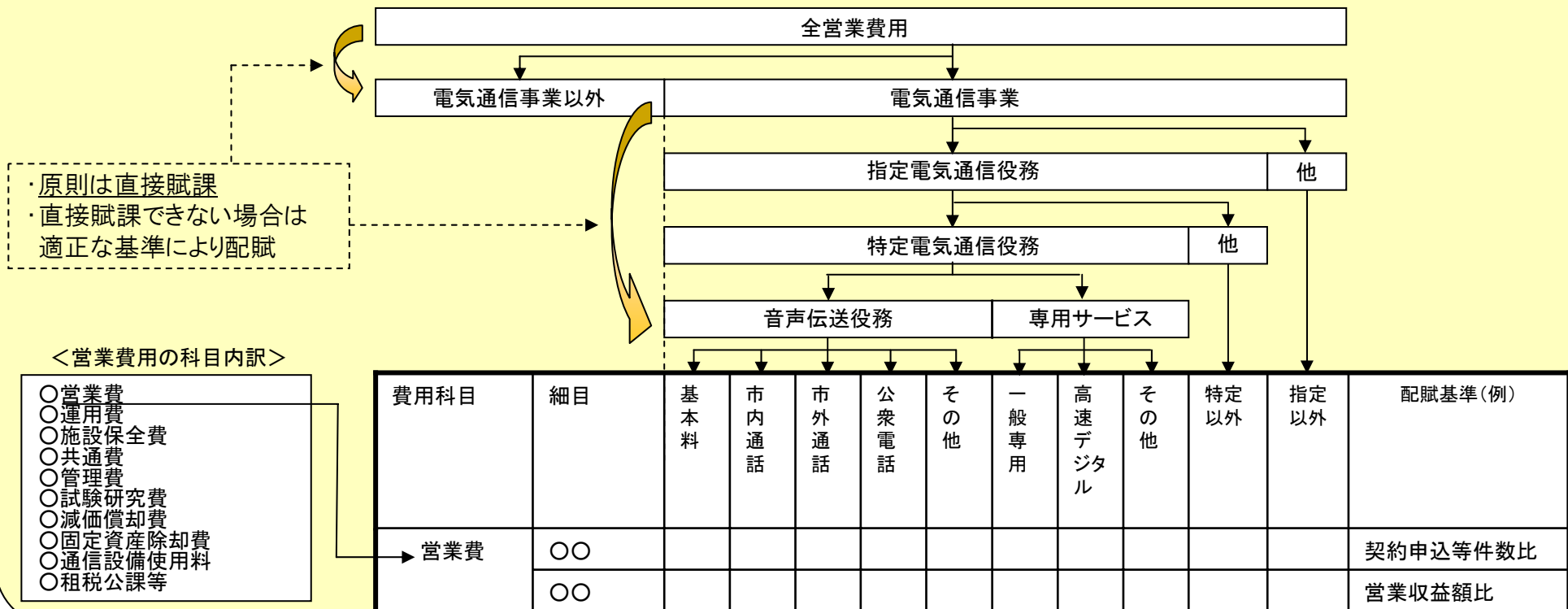
第一種指定設備利用部門
サービス活動
付加機能使用料、雑収入等控除項目
機械設備
端末設備
県間伝送路
指定外県内伝送路

電気通信事業会計(役務別会計)の概要

1. 電気通信事業会計規則における役務別会計

- ◇ 従来、電気通信事業会計規則(以下「規則」という)においては、旧第一種電気通信事業者に対し、通常の財務諸表に加え、音声・データ・専用の役務区分毎の会計報告を課してきたところ。
- ◇ 改正電気通信事業法の施行(平成16年4月)に伴う規則の改正により、適用対象を基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務を提供する事業者並びに禁止行為規制の適用を受ける事業者に限定(具体的にはNTT東西及びNTTドコモ)。
- ◇ 適用対象事業者は貸借対照表、損益計算書等の一般的な財務諸表に加え、下記の役務別損益明細表を作成し総務大臣に報告。
 - ・料金の適正な算定に資するために、①基礎的電気通信役務損益明細表 ②指定電気通信役務損益明細表
 - ・禁止行為等規定が適用される事業者の財政状況及び経営成績を明らかにするために、③移動電気通信役務損益明細表
- ◇ 電気通信事業とそれ以外、又は2以上の役務に関連する収益及び費用は、直接賦課できない場合は稼動時間比、取扱件数比、固定資産額比等の配賦基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

2. 指定電気通信役務損益明細表作成過程のイメージ



PSTNに係る接続料の今後における具体的算定の在り方に関する各社意見

【LRICを維持すべきとの意見】

KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 一種指定設備であるNTT東網及びNTT西網のPSTN接続料算定にあたって担保されるべき条件は、誰もが算定可能である透明性や、恣意性の介在する余地及び非効率性の排除。 ⇒これらの条件を担保しているのは、現在のところLRICのみであり、今後ともLRICを継続すべき。 (補足)例えば以下の方式について議論する場合も、それぞれの性格や事情等を踏まえるべき。 【プライスカップ方式】プライスカップ方式の議論では、ベースとなる費用方式についても併せて議論すべき。 ⇒英国BT等の実例と同様に、初期値の設定を実績原価方式ではなく長期増分費用方式をベースとすべき。 【ビルアンドキープ方式】ビルアンドキープ方式については、例えば同種の業態間におけるルール等として、議論を深めるべき。 ⇒議論が盛んな米国における以下のような状況も考慮して、様々な観点から総合的に議論すべき。 (米国における状況等) ①固定／端末系事業者間や固定／中継事業者間、また移動体事業者間といった、同種の業態間だけで適用するルールではなく、これら種々の業態を問わず広く事業者全般に適用するルールとして検討されていること。 ②州内・州際といった米国特有の制度体系の複雑さ／一物二価等の解消。 ③その他考慮すべき課題例(基本料の値上げ、ユニバーサルサービス基金への拠出額の増加等。) 一種指定事業者／NTT東・NTT西のアクセス部門等を機能分離し、LRICによる接続料の透明性等を向上すべき。
------	--

【LRICを基本としつつ、今後算定方法を見直すべきとの意見】

ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> LRICは最も効率的なネットワークを構築した場合の経済合理性の高い接続料算定方式であり、非効率性が排除されていない実際費用方式との間で差分が発生するのは当然。そもそも、非効率性の残された実際費用の負担を接続事業者に強いるのを回避することがLRIC導入の目的の一つ。 仮に未回収コストが発生していたとしても、そのことがLRIC方式を見直すべき理由とはならない。また、実際費用には独占事業者の非効率性に起因するコストが含まれており、現状においては接続料算定方式を実際費用方式に戻すことは認めるべきではない。 現行LRICモデルは、固定電話トラヒックの減少に伴い、今後、接続料が上昇していくことが見込まれているため、接続料算定方法の見直しが必要。(例:IPベースLRIC、PSTN網トラヒックにIP網トラヒックを含めた形での接続料算定等)
--------	--

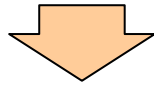
【LRICを廃止し、実績コストが回収できる仕組みへの見直しが必要との意見】

NTT	<ul style="list-style-type: none"> 他事業者からのLRIC接続料の収支状況については、接続会計上のLRIC接続料収入と、LRIC対象設備費用全体から他事業者分をトラヒック比で按分しこれに適正報酬を加えた金額(コスト)とを比較すると、LRIC導入以降、毎年度コスト未回収が生じており、H12～16の5年間累計で約▲2400億円の未回収(うちH16年度は▲280億円)となっている。当該未回収コストについては、結果的にNTT東西のユーザ料金全体(利用部門)で負担していることになる。 NTT東西の固定電話トラフィックの減少は、携帯へのシフトやダイヤルアップトラフィックのADSL・光等定額制インターネットアクセスへのシフト等、市場環境の変化に伴う構造的な要因によるものであり、NTT東西の努力だけでは是正できるものではない。 ⇒固定電話サービスは、長期増分費用方式の前提である「高度な新しい電気通信技術の導入によって大幅な効率が図られる」環境がなく、現実には投資単価や保守用物品コストの上昇等のスケールデメリットが発生する状況になっているため、サービス維持の観点から、長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みに見直しいただきたい。
-----	---

光ファイバに係る接続料の妥当性の検証

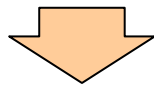
■加入系光ファイバの接続料:

H13～19年度(7年間)の原価・需要の予測値に基づき算定(将来原価方式)
⇒適正な資本報酬も含め投資コストを回収可能な仕組み



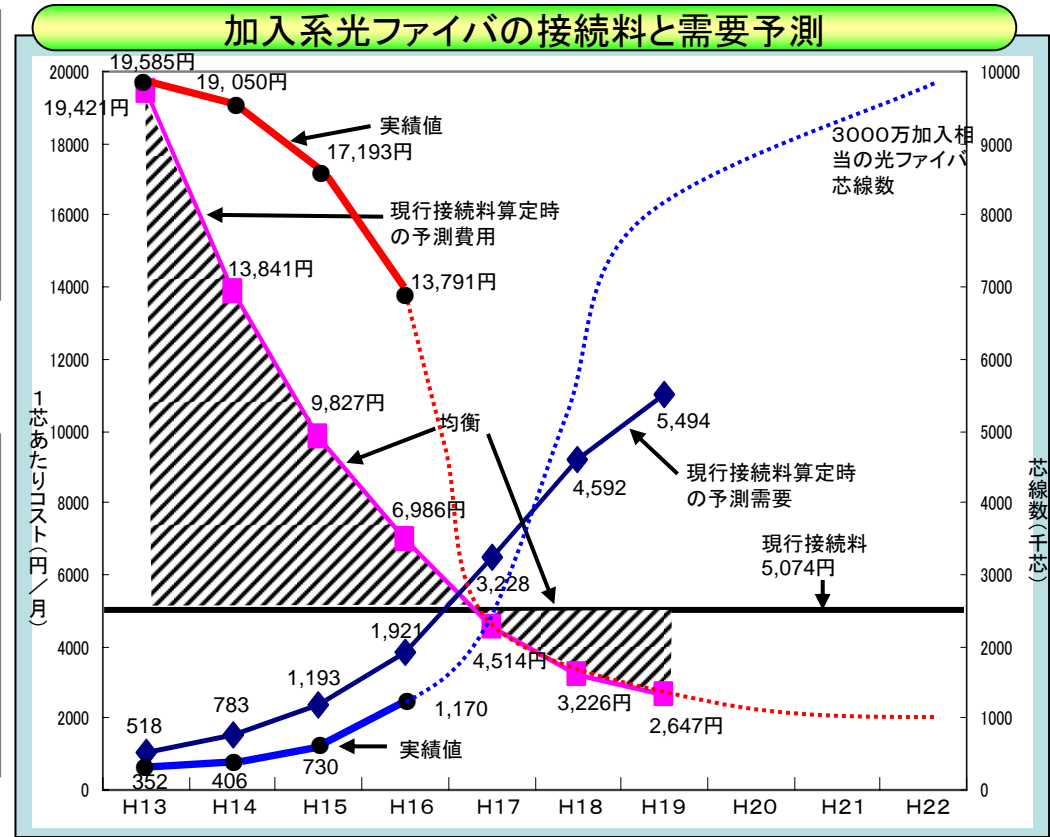
■その後の状況変化

- ①H13～16年度においては、実績が予測値を大幅に下回っている。
- ②NTTは、「中期経営戦略」においてH22年度末時点で3,000万世帯に光ファイバサービスを提供する計画であることを公表。



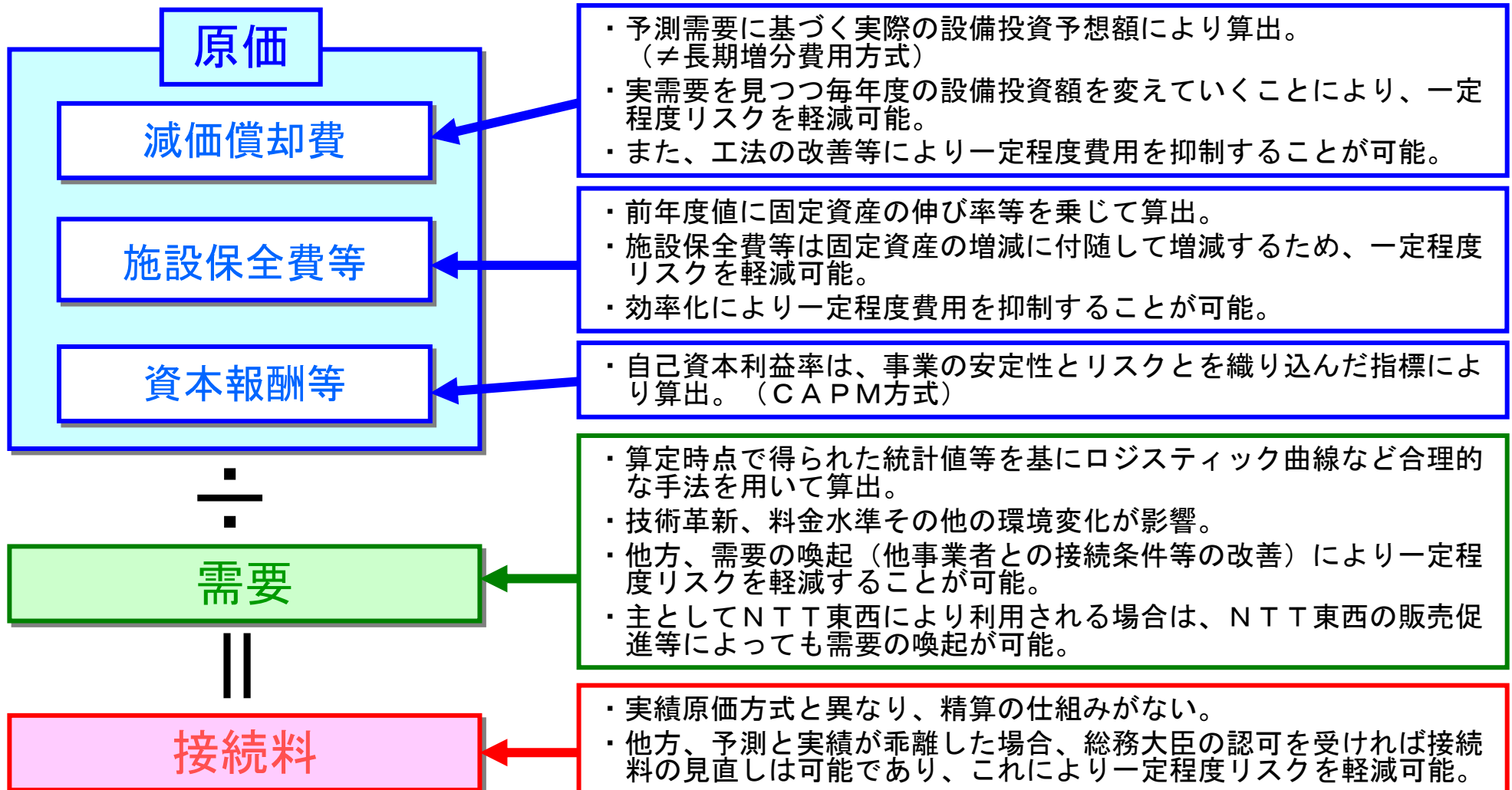
■検討アジェンダ(H17. 12)

- NTT東西の光ファイバに係る接続料について、その妥当性を検証する。その際、
- ・当該接続料の算定時における収入・費用の予測値と実績値の関係
 - ・FTTH市場の動向を含む市場環境全般の変化
 - ・NTT中期経営戦略(2010年時点で光サービス利用者を3,000万加入と見込んでいる)等との関係を念頭に置いて検証する。

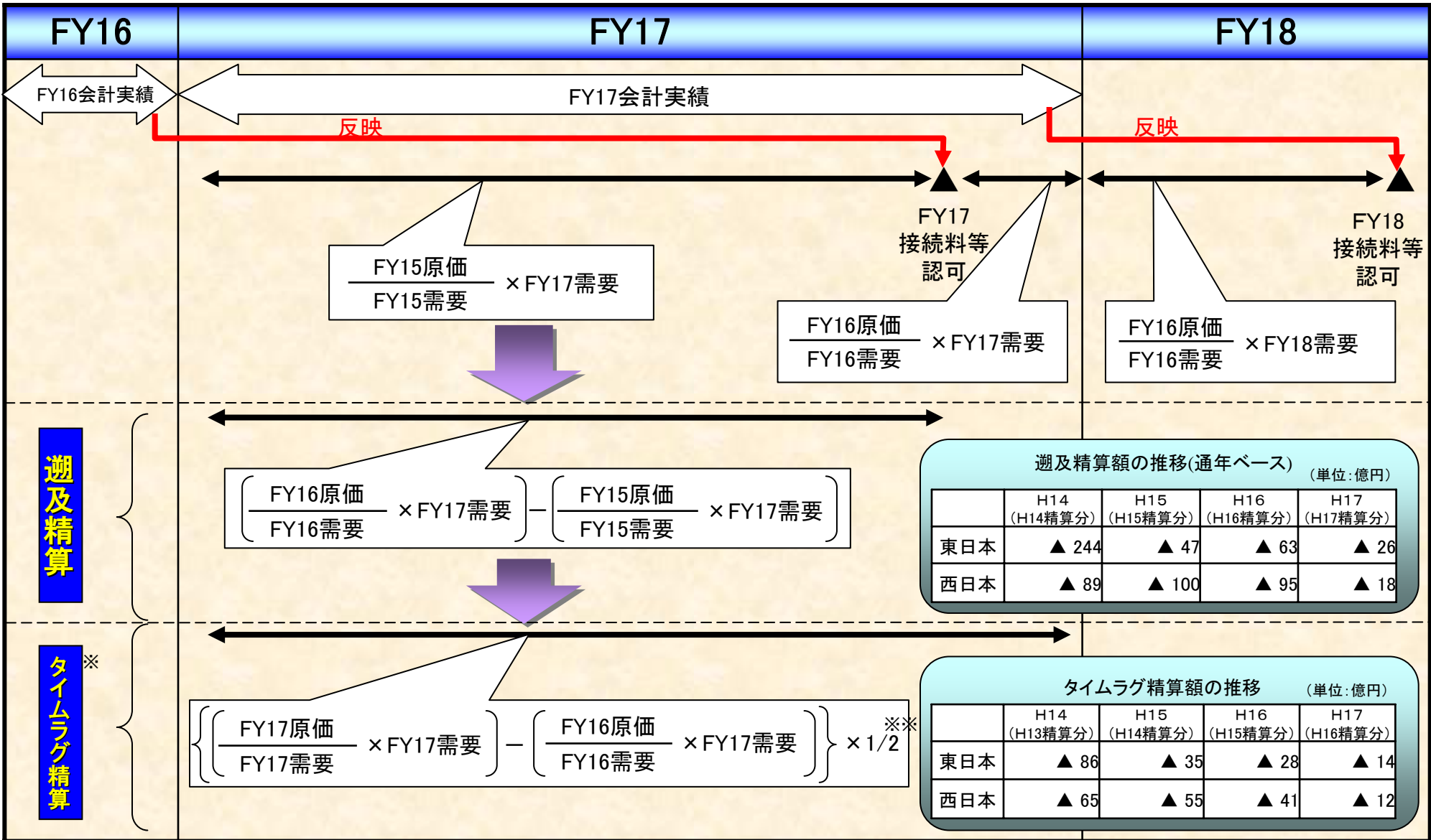


将来原価方式の接続料算定と事業リスク

- ◆将来原価方式は、長期増分費用方式と比較して費用と収入が大きく乖離するリスクは少ない。
- ◆また、資本報酬も原価の一部となっており、一定程度のリスクは織り込み済み。
- ◆それでもなお、費用と収入が大きく乖離することが見込まれる場合は、総務大臣の認可を受けて接続料を見直すことが可能。



実績原価方式における精算の流れと精算額の推移



遡及精算額の推移(通年ベース) (単位:億円)

	H14 (H14精算分)	H15 (H15精算分)	H16 (H16精算分)	H17 (H17精算分)
東日本	▲ 244	▲ 47	▲ 63	▲ 26
西日本	▲ 89	▲ 100	▲ 95	▲ 18

タイムラグ精算額の推移 (単位:億円)

	H14 (H13精算分)	H15 (H14精算分)	H16 (H15精算分)	H17 (H16精算分)
東日本	▲ 86	▲ 35	▲ 28	▲ 14
西日本	▲ 65	▲ 55	▲ 41	▲ 12

※ タイムラグ精算: 接続料規則第22条に基づいて行う半額精算
 ※※ タイムラグ誤差の原因として、NTT東西の管理部門の合理化努力や他の接続事業者(NTT東西の利用部門を含む)の営業努力などが考えられることを踏まえ、差分の2分の1を精算することとし、NTT東西の管理部門に一定の合理化インセンティブを付与したものの

接続料と利用者料金との関係の検証について

1. 経緯

○接続料と利用者料金との関係について、接続料の再計算にあわせて検証すべき
 (「接続料の算定に関する研究会」報告書(平成11年7月))

○NTT東西は、大括りのサービス単位において、毎年度接続会計報告の際に検証結果を公表(平成12年度～)

○専用サービス及びデータ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービスについて、接続料の認可時及び毎年の実際費用方式による接続料の改定時に、NTT東西が、サービス毎、品目毎、速度別に、接続料と利用者料金との関係について営業費を加味した上で検証し、総務省がその妥当性を判断
 (「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書(平成14年7月))

○毎年度の接続料再計算時に、Bフレッツ、フレッツADSL等について、サービス毎、品目毎、速度別に接続料と利用者料金との関係について検証(平成14年度～)

(参考)平成16年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較
 <NTT東日本> (単位:億円)

サービス	① 利用者料金 金収入	② 接続料金 相当	①-②
加入電話・基本料	5,633	4,087	1,546
加入電話・通信料	1,251	792	459
ISDN・基本料	1,874	892	982
公衆電話(デジタル公衆を含む)	81	139	▲58
フレッツサービス	1,320	646	674
⋮	⋮	⋮	⋮

(参考)利用者向け料金と接続料金について (単位:円)

サービス	① 利用者 料金	② 接続料等	(①-②) ③営業 費相当	③/② 営業費 比率
Bフレッツ・ハイパーファミリータイプ ^o	4,100	●●●	▲▲	●●%
Bフレッツ・ニューファミリータイプ ^o	4,100	●●●	▲▲	●●%
フレッツADSL(1.5M)	2,600	●●●	▲▲	●●%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

2. 制度的位置づけ

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の一部改正(平成14年12月25日)において、接続約款の変更認可申請命令(電気通信事業法第33条第6)の対象となる場合の例示として以下のとおり規定。

④ 接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、当該サービスの利用料金から営業にかかる費用を差し引いたものと比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合(ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない。

ピアリング及びトランジットの概要

インターネットを構成するISP間の接続は、米国のTier1を頂点とする階層構造を形成。ISP間の接続の種類には、「ピアリング」と「トランジット」の2種類がある。

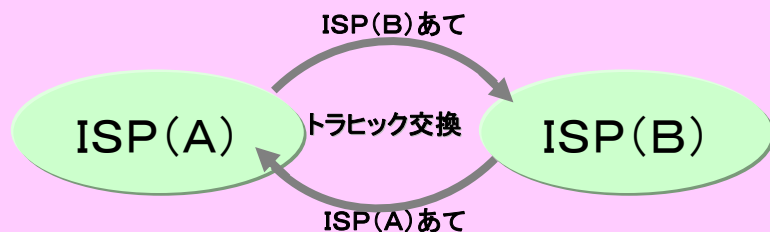
接続の種類

「ピアリング」=お互いに、相手方のISPあてのトラフィックを交換しあうこと。
一般的には無償サービス。

「トランジット」=他のISPからのトラフィックを、インターネット全体に中継すること。
一般的には有償サービス。

当事者であるISP間の協議によって、具体的な条件が決定される。
一般的に当事者間の守秘協定により、条件等は開示されていない。

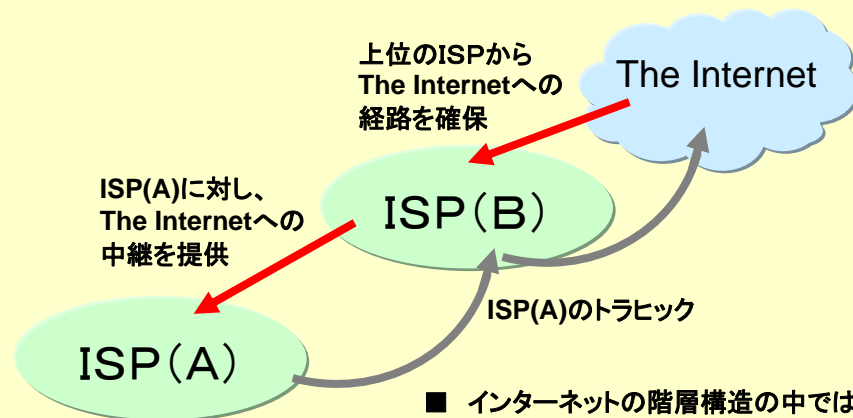
ピアリングのイメージ



■ ピアリングは、「パブリックピアリング」と「プライベートピアリング」の2種類

- 「パブリックピアリング」=
IX(インターネットエクスチェンジ)で行われるピアリング
- 「プライベートピアリング」=IXを介さないピアリング

トランジットのイメージ



- インターネットの階層構造の中では、トランジットを提供するのは、上位ISP

(注): ISP(A)、ISP(B)のトラフィックには、それぞれ下位のISPのトラフィックも含む

MVNOに係る公正競争環境の整備等に関する取組

- MVNOの参入を中心とした携帯電話市場の環境変化に対応するため、平成17年12月から検討を開始。
(意見募集の結果、16事業者から意見提出あり。今後も、随時、意見募集を実施予定。)
- 平成18年中頃を目途として「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用に関するガイドライン」の改正を念頭に置いた政策対応を決定する予定。

【携帯電話事業の環境変化と今後の政策対応に関する意見募集】

(寄せられた意見の概要)

① 競争促進に向けた環境整備について

MVNOの登場により、携帯電話ビジネスの競争が進展することが期待されるため、環境整備に向けた検討を積極的に進めるべき



(総務省の考え方)

検討にあたっては、広く関係者が意見を出し合えるよう、数次にわたり意見募集を実施する。

② 参入促進のために整備すべきルール

MVNOの積極的な参入を促すため、MNOとの間での接続ルール、技術要件の明確化、共通化が必要



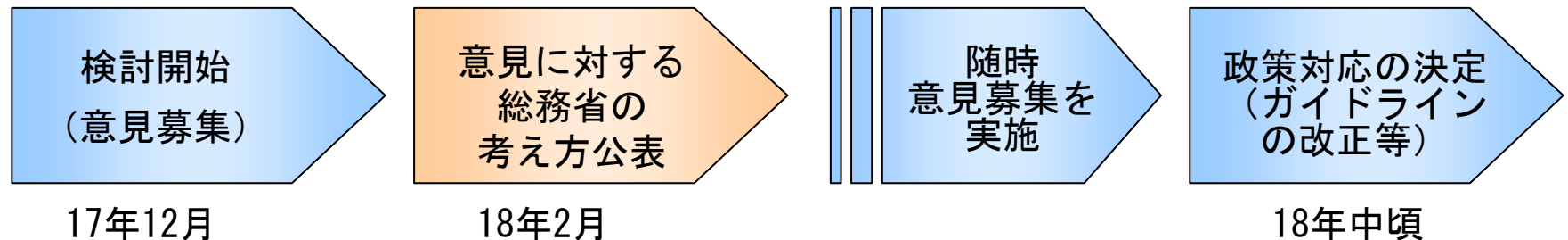
関係各社の意見を踏まえながら、検討する。

③ 他のレイヤでの地位の利用について

他レイヤにおける地位を利用したサービスに対する規制が必要(反競争的な行為が行われる可能性がある)



関係各社の意見を踏まえながら、検討する。



料金規制の経緯

1985年 電気通信事業法制定 新規事業者(NCC)参入

(S60)

- 旧第一種電気通信事業者の料金は事業の公益性や事実上の参入制限に鑑み、料金の適正性を確保するために事前認可制
- 総括原価方式による報酬率規制

認可制

1996年 電気通信事業法改正

(H8)

- 移動体通信料金を届出制へ移行

届出制

1998年 電気通信事業法改正

(H10)

- 旧第一種電気通信事業者の料金を原則届出制へ移行

2000年 プライスキャップの施行

(H12)

- 1998年の法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用線料金にプライスキャップ規制を導入

- 第1期(2000.10~2003.10に適用)
- 第2期(2003.10~2006.10に適用)
- 第3期(2006.10~の適用に向け検討中)

2004年 電気通信事業法改正

(H16) 電気通信事業者の業務に係る事前規制を原則撤廃(デタリフ化)

デタリフ化

【例外】

■基礎的電気通信役務:契約約款を作成し総務大臣に届出

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき通信役務

■指定電気通信役務:契約約款を作成し総務大臣に届出

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者がそれらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務

■特定電気通信役務:プライスキャップ規制の対象

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務

料金政策の基本的枠組み

○ 料金その他の提供条件については、**原則、非規制**。

電気通信役務の料金その他提供条件については、契約約款の作成やその事前届出が原則不要。

例：県間通話、携帯電話、ADSL、国際電話等

ただし、極めて公共性の高い分野や、市場支配力を有する事業者が存在する分野においては、市場メカニズムを補完する等の政策的観点から、行政による一定の規制が必要

基礎的電気通信役務



契約約款を作成し、総務大臣に届出。

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：加入電話（加入者回線アクセス、市内通話、離島特例通話、緊急通報）、公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）

指定電気通信役務



保障契約約款を作成し、総務大臣に届出。

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・Bフレッツ・フレッツISDN等

特定電気通信役務



プライスカップ規制の対象。

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線

※ 料金の適正性を担保するため、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものである場合等において、

① 約款化された料金については契約約款変更命令

② デタリフ化された料金については業務改善命令

を課すことが可能。

プライスカップ規制の概要

1. 制度趣旨

- (1) 国民生活・経済に必要不可欠であり、競争の進展が不十分なサービスについて、市場メカニズムを補完する観点から支配的事業者の料金に対して規制を行い、料金の低廉化を促す必要
- (2) 支配的事業者に経営効率化を進めるインセンティブを付与することで料金の低廉化を実現(インセンティブ規制)

2. 制度の概要

- (1) 適正な原価等に基づく上限価格(指数)をバスケット毎に設定し、その範囲内の料金については自由に設定可能
- (2) NTT東西の音声伝送役務(加入電話+ISDN)と専用線を対象
- (3) 通話と加入者回線部分の内部相互補助を防止するため加入者回線サブバスケットを設定
- (4) 上限価格の設定に当たっては、事業者の費用情報に基づき生産性向上を加味して算定(ミックス生産性準拠方式)
 - ◆ 基準料金指数 = 前年の基準料金指数 × (1 + CPI* - X値) *CPI: 消費者物価指数変動率
- (5) X値は3年ごとに改定
- (6) 上限価格を超える料金については、例外的に認可の対象

3. X値の推移

	H12. 10~H15. 9		H15. 10~H18. 9	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
音声伝送役務	1.9%	1.9%	CPI	CPI
加入者回線サブバスケット	CPI	CPI	CPI	CPI
専用役務	2.1%	2.1%	1.0%	0.6%

4. バスケット

区分(バスケット)	主な具体的料金
音声伝送役務(電話、ISDNサービス)	通話料・通信料、番号案内料
加入者回線(サブバスケット) 加入者回線設備を用いて提供される電話及びISDNサービス	基本料・施設設置負担金
専用役務	専用料

多様化する料金体系

■通信量によらない料金体系（従量制⇒定額制）

- 1999年 NTT東西 ISDNで定額制プラン開始(試験サービス)(8,000円/月(+ISP料金))
- 2001年 ソフトバンク ADSLで定額制プラン開始(2,830円/月)
- 2001年 有線ブロードネットワークス FTTHで定額制プラン開始(5,800円/月)
- 2003年 au 携帯電話でパケット定額制プラン開始(4,200円/月(+基本料))
- 2005年 ウィルコム PHSで定額制プラン開始(2,900円/月【ウィルコム間通話】及び電子メール)

■距離によらない料金体系（距離区分⇒全国一律）

- 2001年 FUSION 中継電話で全国一律料金プラン開始(全国一律20円/3分)
- 2003年 ソフトバンク 050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始(全国一律7.99円/3分 加入者間無料)
- 2003年 平成電電 ドライカッパを利用した新型直収電話で全国一律プラン開始
(全国一律6.8円/3分 別途300円/月で加入者間無料)
- 2005年 NTT東西 加入電話で県内一律料金プラン開始(県内7.5円/3分+100円/月(プラン2))
- 2005年 KDDI 新型直収電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8.4円/3分 県間15.75円/3分)

■サービス区分によらない料金体系（役務別料金⇒セット料金）

- 2003年 KDDI 電話、データ通信、放送サービスのバンドル料金プラン開始
(3サービス込みで7,297円/月+通話料)
- 2005年 ケイ・オプティコム 電話、データ通信、放送サービスのバンドル料金プラン開始
(3サービスで8,350円/月+通話料)

■消費者から料金を徴収しない料金体系（広告モデル）

- 2005年 USEN 広告モデルにより、消費者からは料金を徴収しない動画配信サービス GYAOを開始
- 2005年 ソフトバンク、ヤフー、広告モデルによる無料動画配信サービス TVbankを開始

金融商品の販売等に関する法律の概要

21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、金融サービスの利用者保護を図るため、金融商品販売業者の顧客に対する説明義務、説明しなかったことによって生じた損害の賠償責任を民法の特例として定める等の措置を講じるもの
(平成13年4月1日施行)

金融商品販売業者の顧客に対する説明義務

- 対象となる金融商品
 - ・ 預貯金、信託、保険、有価証券、デリバティブ等、幅広い商品
 - ・ 新しく登場する商品については政令で規定
- 説明内容
 - ・ 元本欠損が生じるおそれがある場合はその旨、及び元本欠損が生じる要因
 - ・ ワラントやデリバティブについては、権利を行使できる期間の制限、解約期間の制限
- 専門的知識及び経験を有する者として政令に定める者である場合や顧客が説明を要しない旨の意思表示をした場合は説明は不要

金融商品販売業者の顧客に対する損害賠償責任

- 金融商品販売業者が顧客に重要事項を説明しなかったときは、それにより生じた損害を賠償する責任を負う
- 損害額は、元本欠損額と推定

金融商品販売業者の顧客に対する勧誘の適正の確保

- 策定・公表すべき内容
 - ・ 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項
 - ・ 勧誘の方法及び時間帯に関し、勧誘の対象となるべき者に配慮すべき事項
 - ・ その他勧誘の適正の確保に関する事項
- 業者がこれらに違反した場合は過料の対象

電気通信サービスの提供に当たっての利用者保護の仕組み

電気通信事業法上の義務

(提供条件の説明)

第26条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者（中略）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

電気通信事業法施行規則第22条の2の2

■ 対象サービス（一般消費者向けサービス）

- 電話サービス(アナログ電話)及びISDN
- 携帯電話・PHSサービス
- ダイヤルアップ・インターネット接続サービス
- DSLサービス、FTTHサービス、CATVインターネット接続サービス
- 無線アクセス・インターネット接続サービス
- 無線LANインターネット接続サービス
- IP電話サービス

■ 説明すべき事項

- 電気通信事業者(及び代理店)の名称
- 電気通信事業者の問い合わせ連絡先(電話窓口の場合は受付時間も含む。)
- 電気通信サービスの名称及びその種別
- その利用者に適用される料金
- 契約の変更・解除に関する定めがある場合には、その旨及び内容
- サービスの品質、提供地域、緊急通報等についての制限事項がある場合は、その旨

■ 説明の方法

- 店舗、街頭等での書面の交付
- インターネット上のオンライン・サインアップ
- 電子メールの送付
- CD-ROMその他の記録媒体の交付
- パンフレット・カタログ・DM等の交付
- 電話による説明(説明後、書面を送付することが必要)

(苦情等の処理)

第27条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン

■ 適切かつ迅速に処理を行っているとは言えない場合の例

- (1) 苦情及び問合せに対する対応窓口を設けていない場合
- (2) 苦情及び問合せに対する対応窓口が設けられていても、その連絡先や受付時間等を消費者に対して明らかにしていない場合
- (3) 苦情及び問合せに対する対応窓口が明らかにされているにもかかわらず、実際にはその対応窓口がほとんど利用できないような場合

違反行為に対しては、利用者利益を確保するために必要な限度において、**業務改善命令**が可能。(事業法第29条第2項)

業務改善命令違反は**200万円以下の罰金**。(事業法第186条)

主な電気通信事業者の自主基準

「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準」ガイドライン

■ 通則

- サービスの仕組み等について分かりやすい表示に努めること。
- 虚偽・誇大表示の禁止。また、消費者に不利益な情報についても表示すること。
- 比較広告の際は、同等のサービスとの間で行うなど、公正性等に留意すること。
- 料金表示の際は、通常利用者が負担する経費がある場合、その旨表示すること。
- 根拠なくサポートの充実ぶりについて強調した表示等は行わないよう留意すること。

■ 各電気通信サービスの広告に関する基準

- **ベストエフォート型サービス**：
「ベストエフォート」の用語、速度、無料・割引キャンペーン、工事費等を含めた料金、サービス開始時期等の表示について規定。
- **IP電話**：
工事費等を含めた料金、品質、通話可能範囲等の表示について規定。
- **携帯電話・PHS**：
提供エリア、割引料金等の表示について規定。

ネットワークの中立性確保の在り方に関する各社意見

【通信網増強のためのコスト負担の在り方についての意見】

NTT	<ul style="list-style-type: none">・コンテンツ配信やP2P通信等が今後普及していくと考えられるが、<u>設備構築コストの回収、ブロードバンドサービスのQoSの確保、エンドユーザの利用の公平性等の観点</u>を踏まえて、これらのサービスを提供する上位レイヤー事業者とネットワーク事業者の間の費用分担の在り方を整理することが必要。・映像配信や双方向映像通信サービス等のブロードバンドサービスが発展していくためには、サービス品質の確保が必要であり、それを実現するネットワークの構築が必要であり、<u>適正なコスト回収がなされなければ、ネットワークの構築・増強は進まず、結果として、ブロードバンドサービスの発展を阻害することになる。</u>
KDDI	<ul style="list-style-type: none">・IP網上では、例えば特定のお客様によるリッチコンテンツ等がネットワークのキャパシティに影響を与えている実情あり。今後、こうした様々な利用形態も踏まえ議論を深めるべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none">・仮に、通信網増強のためのコスト回収が不可能となった場合、<u>インフラ構築事業者においては、安定的・継続的な事業運営が困難となり、最終的には利用者利便を阻害することにつながりかねない。</u>よって、<u>インフラ構築事業者が確実にコスト回収できるとともに、設備構築に向けたインセンティブが働くようなルール作りが必要。</u>・IP化の進展により、今後レイヤー間の融合が加速化することも想定されるが、コンテンツレイヤーや通信サービスレイヤーなど、物理網レイヤー以外の事業者が、他社のネットワークを利用して自社のサービスを提供する場合に、ネットワークの利用に対して<u>正当な対価が支払われない場合は、インフラ構築の意欲は減退するおそれがある。</u>よって、<u>インフラ構築事業者が、確実にコスト回収できるルール作りが必要。</u>・例えば、一つの案としては、<u>通信網増強による追加コストが発生した場合には、原則としてその費用発生</u>の要因を創出した原因者に対し当該費用の負担を求めるという方策が考えられるが、実現可能性の検証も含めて今後詳細を検討。
ACCESS	<ul style="list-style-type: none">・設備面での競争は、投資意欲の維持の観点から、新規設備の全面的な開放義務は実行すべきでなく、<u>開放期限の設定等投資見合いの保護を担保する必要はある。</u>・多額の設備投資を要するものについては、<u>受益者負担の概念が必要であり、インフラ・タダ乗り論は排除すべきと考える。</u>

ネットワークの中立性を巡って想定される論点

ネットワークの中立性

コンテンツ・アプリケーションの流通に関するオープン性の確保

ネットワークの増強に関するコストシェアリングの在り方

コンテンツ・アプリケーション
レイヤー

リッチコンテンツ

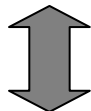
プラットフォーム
レイヤー

通信サービス
レイヤー

物理網
レイヤー

リッチコンテンツ
エンドユーザー

映像配信プラットフォームなどのオープン性が確保される必要があるのではないか。



米国の議論は系列ISPと非系列ISP間の取扱いの公平性に力点が置かれているのではないか。

CDN(Content Delivery Network)事業によるコンテンツ配信の円滑化により対処可能か。

コンテンツプロバイダはISPに対して利用料を支払っている。帯域保証等のための追加料金は必要か。

ISP間で健全なコスト負担(接続料金)の分担が行われるか。

ルータの増強、帯域圧縮技術の動向など、ハード面での増強を図ることで解決可能か(設備増強コストの多寡をどう判断するか)。

定額制料金・同一コスト負担下でコンテンツの利用量に相違があることは公平性の観点から問題があるか。

端末市場における競争促進の在り方に関する各社意見

【NTTドコモの市場支配の結果、メーカーやベンダーの国際競争力は低下したとの意見】

イー・アクセス

・NTTドコモの市場支配の結果、日本メーカー/ベンダーの国際競争力は大きく低下

【政府が一体となって国際標準化をリードする体制の構築が必要との意見】

富士通

- ・グローバルベンダーとの熾烈な競争
 - EU:NGN標準化への先行的な取り組み
 - 米国:ナショナルセキュリティや政府調達等をうまく活用した技術開発促進
 - 中国:独自の標準化政策や国策的な研究開発
- ・政府への期待
 - キャリア・ベンダー・政府が一体となって国際標準化をリードする体制の構築（技術・見識・パワーの結集）
 - ハイリスクな研究開発、実用化促進のためのテストベッド、人材育成の強化（公的研究機関や大学の強化）

CIAJ

- (1) 国際標準化活動における主導権確保と実現の推進
 - ・日本が強みを有する技術を盛りこんだ次世代ネットワークの国際標準化と国内での市場導入、国際市場への展開が必要。
 - ・国際標準化活動で日本が主導的な立場をとれるよう、国/通信事業者/ベンダーの連携。
 - (2) 国際協力の推進と人材の育成
 - ・ITU等国际活動への参加、アジア内各国との連携。
 - ・標準化を専門とする人材の育成等が重要（産官学のシニアエンジニアの活用も有効）。
 - (3) 研究開発の推進
 - ・国際標準化に資する日本が強みを有する技術開発のためにも、産官学が連携した研究開発の推進が必要。
 - ・通信事業者とベンダーが連携した研究開発の推進。
 - ・政府研究開発投資における情報通信予算の強化。
- ※我が国の国際競争力について、検討の場を設けてみてはどうか。

【端末レイヤーにおいて新たなルールは不要との意見】

KDDI

・端末は、移動体を含め自由化されている。特段のルールは必要ない。

ボーダフォン

・端末レイヤーと他のレイヤーとの間のオープン性確保については、移動体通信事業者においてこれまで各種取組が行われてきており、現時点で新たなルールを策定する必要はないと認識。

【その他】

MCF

・キャリアメニュー以外のポータル利用のためのユーザが任意にアクセス先を登録できる専用ボタン（ホームボタン）の実装を義務化すべき。

SIMカードの概要

- SIM (Subscriber Identity Module) は、携帯事業者が発行する利用者識別用のICカードであり、GSMで採用。SIMを差し替えることで複数の端末の利用が可能となる。
- W-CDMA等の3Gでは、SIMが機能拡張されたUIM (User Identity Module)が3GPP等で規格化され、搭載。
※ W-CDMA(3GPP)ではUSIM(Universal SIM)、cdma2000(3GPP2)ではRUI(M Removable UIM)という。
- 32ビットCPUとOSを搭載し、4~64キロバイトの内蔵メモリを持つ。

主な機能(USIMの例)

- USIM固有番号 (IMSI: International Mobile Subscriber Identity) → 加入者識別番号や事業者情報を記録

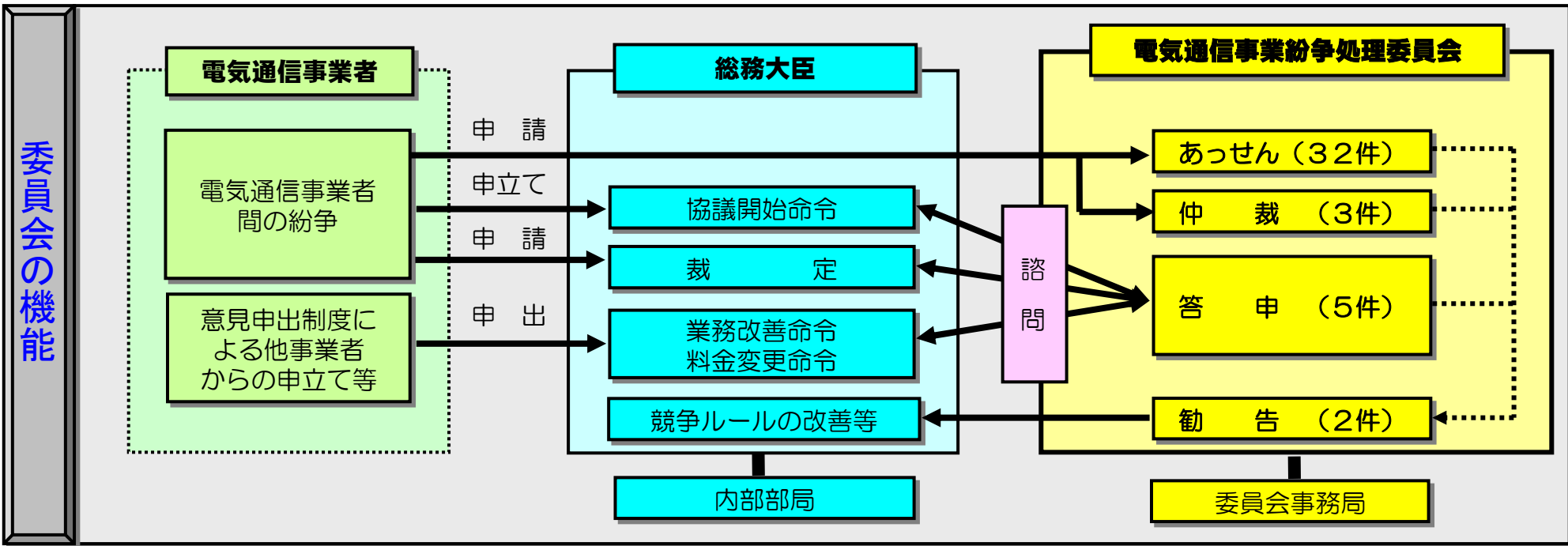


- 加入者の電話番号
- 電話帳領域(最大254件)
- SMSに関する加入者情報、SMSデータ保存領域(最大254件)
- 通信事業者のネットワーク等に関する情報 等

- 認証機能 (PINコードを使ったユーザー認証、端末とサーバー相互間のクライアント認証)
- その他事業者独自の拡張機能(アプレット) (例えば、音楽データの著作権管理やモバイルウォレット等)

電気通信事業紛争処理委員会の概要

電気通信事業者間の紛争処理事務を専門的に取り扱う機関として、総務省の中に許認可部門から組織的に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」を設置（H13.11.30）



活動の状況

あっせん申請	処理終了	処理中
32	32	0

仲裁申請	処理終了	処理中
3	3	0

諮問	答申	審議中
5	5	0

【類別件数】

内訳	あっせん	仲裁	答申
①接続の拒否	(3)		(1)
②接続に係る費用負担	(20)	(2)	(1)
③コロケーション	(5)		
④接続に係る工事	(1)	(1)	
⑤設備の運用	(2)		
⑥業務の方法			(2)
⑦土地等の使用			(1)
⑧役務提供に関する取次契約	(1)		

総務大臣への勧告	
	2

〔勧告〕
 ○ コロケーションのルール改善に向けた勧告
 ○ 接続通話に係る適正な料金設定について

(H17.12.31現在)

行政における紛争処理機能強化の在り方に関する各社意見

【紛争処理機能の一層の強化等を求める意見】

KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理委員会の創設等、紛争処理メカニズムを整備した結果、個別の紛争等が迅速に処理されてきたことは評価。 ・紛争処理メカニズムの存在自体が、事業者間協議を円滑化させ、紛争抑止にも効果を発揮。 ・今後、IP化の進展に伴うサービス・接続形態の多様化により、事業者間の紛争も従来の枠を超えた領域に広がることも想定されることから、紛争処理メカニズムには、競争評価スキームとの横断的な連携(紛争処理委員会のオブザーバー参加)等、市場の変化に即応できる仕組みの検討が必要になる。また、紛争の態様の変化に応じて紛争処理委員会の一定の機能強化が求められてくる。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者間の紛争処理メカニズムにおいて、より公正な紛争処理を実現するために、<u>電気通信事業の運営や経済学等に関する専門的能力を強化するなど、機能拡充を図るべき。</u> ・事前防止策として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「<u>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</u>」において、IP化の進展により発生すると想定される問題行為を追記・明文化することも有効。
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理事案の範囲拡大や既に発生している問題点を抽出することも有効。

【意見申出制度を拡充すべきとの意見】

ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省や公正取引委員会への意見申出制度の拡充(例えば、手続きの簡素化等より使いやすいものとする)を要望。 ・また、申出があった場合には、問題の拡大を防ぐためにも迅速な処置が望まれるところであり、早期対応可能となるよう専門部署の設置や人員の確保に加え、総務省と公正取引委員会の連携を強化することなどの対策を講じることを要望。
--------	---

【市場監視機能の強化等に関する意見】

ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・行政による市場監視(モニタリング)の機能強化については、やり方によっては規制緩和の方向と逆行するため、<u>基本的には望ましくない。</u>むしろ、消費者や事業者から問題となる行為等について申告を可能とする制度を拡充することで対応すべき。
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> ・公正競争に関する監視をリアルタイムで行う等、監視機能のさらなる強化を要望。
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省における市場監視のための組織規模の量的・質的拡大、行政の効率化・一元化を通じた市場監視能力の向上が望まれる。 ・市場監視機能の在り方としては、一般消費者の苦情相談窓口と同様に、<u>事業者からの不公正取引に関わる相談及び情報に簡便かつ迅速に対応できる組織・機能であるべき。</u> ・事業者間においては証拠の確保が困難であることなどを考慮し、<u>場合によっては行政において当該事業者に対する情報開示要求などによる事実確認や、仮に証拠が確保できなくても複数の同類の報告がある場合等は、当該事業者に対し注意喚起を行う</u>などの活動が考えられる。

ユニバーサルサービス制度の概要

制度導入の背景・目的

- ◆ 1985年の電気通信市場への競争原理の導入・電電公社の民営化後、ユニバーサルサービスである「電話役務」は、NTT法に基く責務としてNTT(再編後はNTT東・西と持株)が全国での提供を確保
- ◆ 地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域において競争の進展が見込まれる中、NTT東・西の内部相互補助のみによってユニバーサルサービスを維持するのではなく、NTT東・西以外の事業者にも応分のコスト負担を求めるとし、2001年電気通信事業法を改正(NTT法の責務規定は存置)
- ◆ NTT東・西の内部相互補助により行われてきたユニバーサルサービスのコストについて、これを客観的ルールにより算定し、ユニバーサルサービス設備と接続等を行うことにより受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う制度(受益者負担制度)

ユニバーサルサービスの範囲

◆ 加入電話サービス

- ・加入者回線アクセス
- ・特例料金が適用される離島通話サービス

◆ 第一種公衆電話サービス

(戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により基準で設置される公衆電話)

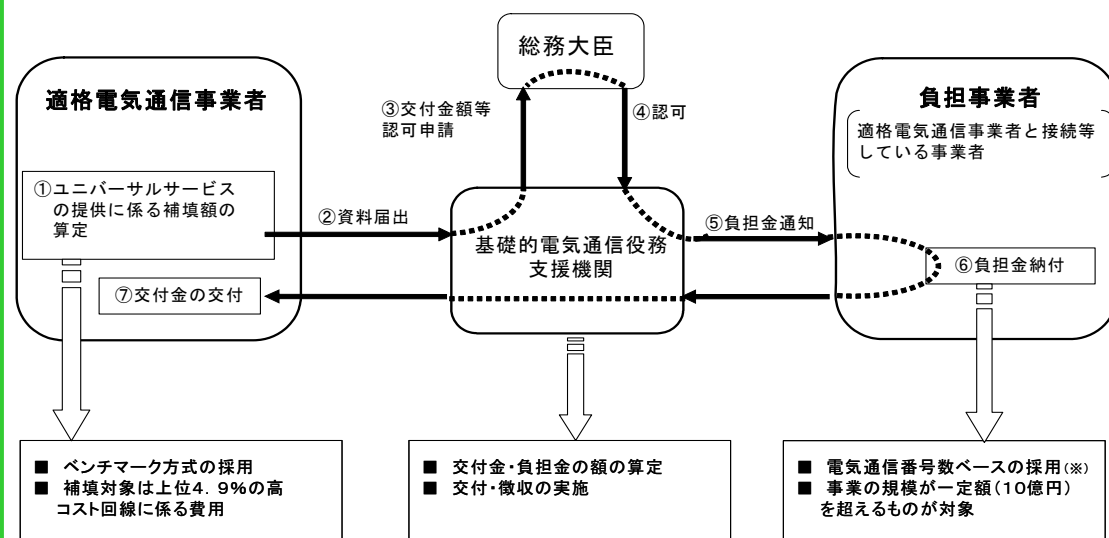
- ・市内通話サービス
- ・特例料金が適用される離島通話サービス

◆ 緊急通報サービス

(警察110番、消防119条、海上保安庁118番)

- ・加入電話、第一種公衆電話から発信されるもの

ユニバーサルサービス制度の仕組み



※ 電気通信番号の使用数を抛出比率の算定基準とするもの。負担事業者の受益を適切に反映し、検証可能性及び簡索性において優れていることから採用されたもの。

現行の市場退出ルールの概要

市場退出する全ての事業者は、

事前(1ヶ月を目処)の利用者周知 + 事後届出

【具体的な周知方法】

- 郵便
- 電子メール
- インターネット上のオンライン手続に合わせた連絡 等

⇒

利用者利益を保護

電気通信事業法第18条 (抄)

第18条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。